

平成19年第4回嬉野市議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成19年12月7日					
招 集 場 所	嬉野市議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開議	平成19年12月17日 午前10時02分			議 長 山 口 要	
	散会	平成19年12月17日 午後2時30分			議 長 山 口 要	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1番	小 田 寛 之	出	12番	太 田 重 喜	出
	2番	大 島 恒 典	出	13番	山 口 榮 一	出
	3番	梶 原 睦 也	出	14番	野 副 道 夫	出
	4番	秋 月 留 美 子	出	15番		
	5番	園 田 浩 之	出	16番	副 島 敏 之	出
	6番	副 島 孝 裕	出	17番	田 口 好 秋	出
	7番	田 中 政 司	出	18番	西 村 信 夫	出
	8番	川 原 等	出	19番	平 野 昭 義	出
	9番	織 田 菊 男	出	20番	山 田 伊 佐 男	出
	10番	芦 塚 典 子	出	21番	山 口 栄 秋	出
	11番	神 近 勝 彦	出	22番	山 口 要	出

地方自治法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市長	谷口 太一郎	市民税務課長(本庁)	川原 英夫
	副市長	古賀 一也	保健環境課長(本庁)	山口 久義
	教育長	杉崎 士郎	福祉課長(本庁)	
	会計管理者	山口 克美	こども課長(本庁)	井上 嘉徳
	嬉野総合支所長	森 育男	農林課長(本庁)	宮崎 和則
	総務部長・企画部長兼務	中島 庸二	農業委員会事務局長	
	市民生活部長	中山 逸男	建設課長(本庁)	松尾 龍則
	福祉部長	田代 勇	社会教育課長	江口 常雄
	産業振興部長	岸川 久一	総務課長(支所)	坂本 健二
	まち整備部長	江口 幸一郎	市民税務課長(支所)	徳永 賢治
	教育次長	桑原 秋則	保健環境課長(支所)	池田 博幸
	総務課長(本庁)	片山 義郎	農林課長(支所)	松尾 保幸
	財政課長	田中 明	商工観光課長(支所)	一ノ瀬 真
	企画課長	三根 清和	建設課長(支所)	
	地域振興課長(本庁)		水道課長	角 勝義
本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議会事務局長	宮田 富夫		

# 平成19年第4回嬉野市議会定例会議事日程

平成19年12月17日（月）

本会議第5日目

午前10時 開議

- 日程第1 議案質疑
- 議案第84号 嬉野市長及び副市長の給与の特例に関する条例について
  - 議案第85号 嬉野市市税の全期前納報奨金制度の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例について
  - 議案第86号 嬉野市茶業研修施設条例について
  - 議案第87号 嬉野市行政嘱託員設置条例の一部を改正する条例について
  - 議案第88号 嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
  - 議案第89号 嬉野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
  - 議案第90号 嬉野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
  - 議案第91号 嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について
  - 議案第92号 平成19年度嬉野市一般会計補正予算（第3号）
  - 議案第93号 平成19年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
  - 議案第94号 平成19年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算（第2号）
  - 議案第95号 平成19年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算（第1号）
  - 議案第96号 平成19年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計補正予算（第2号）
  - 議案第97号 平成19年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計補正予算（第2号）
  - 議案第98号 平成19年度嬉野市水道事業会計補正予算（第2号）
  - 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
  - 議案第99号 嬉野市教育委員会委員の任命について

---

午前10時2分 開議

○議長（山口 要君）

皆さんおはようございます。連日、大変お疲れさまでございます。

本日は全員出席であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日に会議を開きます。本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1．議案質疑を行います。

議案第84号 嬉野市長及び副市長の給与の特例に関する条例について質疑を行います。質疑ありませんか。11番神近勝彦議員。

○11番（神近勝彦君）

今回の84号につきましては、中身的には理解をするわけではございますが、御答弁をいただけるか、それともいただけないかは別問題としまして、私個人的には、現在の市長、副市長は現在の職ということで今回の減額には仕方がないと、逆にはお気の毒じゃないかなという、そういうふうな心境を持っているわけでございます。そういう中で、これが発生した当時から結局合併までの、その当時の町長、収入役、助役、この三役のどのような対応をされたのかという点が私は気になるわけですよ。今回の条例みたいに適用できるわけじゃないですけれども、やはり当時の責任というものが発生するんじゃないかなという気がするわけですが、この点について当事者の方々のほうに謝罪なりあったのかどうか、その点だけ御確認をしたいんですが、これが答弁できるかどうかは私も判断をしかねます。その点は議長にいいのどうかは判断をいただいております。

○議長（山口 要君）

暫時休憩します。

午前10時4分 休憩

午前10時4分 再開

○議長（山口 要君）

再開します。

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

本件につきましては、固定資産税の錯誤による課税ということで市民の皆様方に大変な御負担、また、御迷惑をおかけしたことを改めておわびを申し上げたいと思います。

この条例につきましては、私と副市長の給与の減額ということで責任の一端を明らかにしたいということで条例化をお願いしたところでございますので、よろしく御願い申し上げます。

私はそれぞれの部署で責任はあるというふうに考えておりますけれども、そういうこともございまして、いわゆる給与の削減ということにつきましては、私と副市長が当事者として行うわけでございますけれども、先般、全職員集めまして、とにかく支所、本所すべての職員を別々に集めまして、厳しく指導をしたところでございまして、そういう点では御理解い

ただきたいと思います。

今、御質問の歴代のそれぞれの責任者、また、職員についても責任があるというのは私も承知をいたしておりますけれども、今回、当事者の皆さん方から特別にはございませんけれども、機会があつてお会いすることができれば、そのような趣旨については私どもの現在の執行部と、それから職員がそういう形で責任をとったということはお伝えをしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

私は、それは当然なことであつて、本来であれば、その当時の町長、あるいは収入役、助役がまずもつてその当事者の方々におわびを申し上げるのが筋じゃないかなという気がするわけですが、今、市長御答弁がありましたけれども、そういうところをどなたかお知り合いの方を通じてでも、そういうことを、市長が今御答弁されたことをお伝え願えれば、もっと今回の当事者のほうの心境というものも若干和らいでくるんじゃないかなという気がいたしますので、その点をよろしく願いしておきます。

以上です。

○議長（山口 要君）

平野議員。

○19番（平野昭義君）

今の関連質問ですけど、私、たまたま神近議員がおっしゃったように、全く無関係な方に処分が返還があつたことはお気の毒に思つておりますけど、こういうことはもともとの行政のずつとしたつながりがあつて、過去も今も同じ仕事をする立場という考えからすれば、やっぱり法令遵守に対する認識、それがその当時欠けておつたですけど、今でもそうじゃないかということも、ひょつとしたらまた後日出てくるかもわかりません。そういうことを考えれば、緊張感をするためにも、市長、副市長の特別職のみならず、一般職の担当の1人でもいいですから、2人でもいいでしょうけど、少なくとも戒告、訓告ぐらひはして、そして、その緊張感が今後の勉強会につながるということに持っていかにやいかんと思ひますけど、市長いかがですか。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

先ほど申し上げたとおりでございます、これはそれぞれの部署でかわりがあつた者、

また、そういうことを決裁した者については、当然責任があるわけでございます。ただ、関与の度合いというのがはっきりしない部分もございますので、先ほど申し上げましたように、全職員を集めて厳しく注意をしておりますし、また、再発防止ということを誓っておるところでございます。

そういうことで、気持ちとしてはすべての職員に対して嚴重注意を行ったということで御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

平野議員。

○19番（平野昭義君）

ややもすれば、どんな大事件でも、大体うわさは75日というようなことで忘れていくのが人間動物ですね。そういう意味では、この機会にやっぱり一月に1回は地方自治法、地方税法、いろいろの法律の中で仕事になされておりますから、その担当課で一月に一遍はやりましょうというような、そういうようなこれを契機に勉強会、そういうなるものに似たようなものをされる気持ちはありますか。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

現在までもそれぞれの部署では、いわゆる担当の間で日ごろいろんな法令の変更等もあるわけでございますので、十分情報を入れながら努力をしてきたというふうに考えております。今後またいろんな課題も出てくるとは思いますけれども、日々研さんを積みながら努力をしていかなければならないというふうに思っておりますので、そういう点はもう十分承知をしながら指導をしてみたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第84号の質疑を終わります。

次に、議案第85号 嬉野市市税の全期前納報奨金制度の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例について質疑を行います。質疑ありませんか。秋月議員。

○4番（秋月留美子君）

昭和25年に全期前納報奨制度はGHQのシャウブ勧告によって日本のほうに指示というか、されたものと思っておりますけれども、税収の早期確保や納税者の納税意欲の高揚を図ることを目

的に設けられた制度というふうに、ちょっと調べた中でありましたけれども、嬉野町、塩田町においては、いつごろから始められて、そして、嬉野町においては2年ほど前からまた再びそういう制度が設けられたというふうに聞いていますけれども、いつごろから最初始められたのか。それから、今、近隣の市町ではどういうふうになっているのかということと、それから、全期前納をされた人数とか、それから税込、それから報奨金の負担額と税未収の場合、市の職員の負担や予算の借り入れとか、そういうものがどういうふうになっているのかとかですね。それから、前納してくださる納税者は市政への協力者であると考えますので、行政のほうからの税金というか、費用というんですかね、負担、1,500千円とお聞きしたですかね、報奨金の負担額というか、そういうものを考えた場合、どちらのほうかふさわしいのか、その辺をちょっとお尋ねしたいと思います。

**○議長（山口 要君）**

支所市民税務課長。

**○市民税務課長（支所）（徳永賢治君）**

お答えをいたします。

件数的には平成19年度3,374件の前納報奨金があります。それに伴います前納税額、これが521,000千円になります。

この制度につきましては、当初からあったわけですが、十数年前と思いますが、旧塩田町、嬉野町ともに廃止をいたしたところです。今度の合併協議会の中で納税意欲の高揚ということを試みるということで、再度導入を図ったところです。旧塩田町におきましては平成17年度（376ページで訂正）から、嬉野につきましては合併と同時に（376ページで訂正）再導入をいたしております。この制度によりまして、前納報奨金として交付する額、平成19年度で4,821千円になります。

この制度の存続につきましては、本来、議員御指摘のとおり、納税意欲の高揚ということが目的でございます。そういう中で、昨年度固定資産税の徴収率が1.54%向上をいたしております。また、平成19年度におきましても、現在のところ、10月末現在ですけれども、前年をさらに0.43%であります、向上しつつあります。そういう中で納税意欲の向上という面につきましては、大体浸透しつつあるんじゃないかなろうかというふうに判断をいたしております。

そういう中で、年間報奨金として約5,000千円の予算を交付するわけですが、財政的な面もございまして、その5,000千円があったら、ほかの事業たくさんできるんじゃないか、1人当たり大体千数百円の報奨金になるかと思いますが、これを御辛抱いただければ、いろいろな事業に向けることができるということです。

それと、県下の状況ですけれども、ちょっと資料が平成17年度になりますが、6市10町で実施を今しておるところですけれども、全国的に見ますと、廃止の傾向にあります。県下で

も廃止について検討をされている団体がふえてきているということになります。

開始ですけれども、地方税法がシャープ勧告によりまして昭和25年ですか、発足したわけですけれども、そのときからこの前納報奨金は両町ともあったかと思えます。それで、十数年前に廃止をしておりますが、再度今度の合併協議の中で納税意欲の向上、徴収率の確保をするために、今回導入をしていただいたわけですけれども、旧塩田町が平成17年度（376ページで訂正）、嬉野が合併と同時に（376ページで訂正）再スタートさせていただいたということです。それで、おおむねこの目的、成果を達成しつつあるということを判断いたしまして、今回廃止に向けての条例の上程ということをさせていただいたところです。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

秋月議員。

○4番（秋月留美子君）

廃止に当たって、普通納税者と特別納税者との間に不公平感というものもあると思うんですけれども、その場合、市県民税を除いた場合のそれを全期前納制にした場合はどのぐらいの報奨金の負担になるのでしょうか。それをお尋ねいたします。例えばの話。

○議長（山口 要君）

支所市民税務課長。

○市民税務課長（支所）（徳永賢治君）

お答えをいたします。

固定資産税の納税義務者というのが1万1,100人あります。徴定額として1,360,000千円。議員お尋ねの市民税につきましては、約1万3,000人の納税義務者でございます。そのうち特別徴収義務者ですけれども、これが6,300人、普通徴収の納税義務者が6,600人というふうになります。税額的に見ますと、61%が特別徴収義務者というふうになります。その前納報奨金の恩恵を受けられる方が、半分以下が納税報奨金の対象者となるわけで、ここに若干の不公平感があるんじゃないかというふうにいろいろ学説等でも御指摘をいただいているところでありまして。特別徴収義務者の場合、たとえ前納されても納税報奨金の交付は受けられないということになりますので、その辺がどうしてもネックになっていたところがございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

秋月議員。

○4番（秋月留美子君）

それを差し引いた分の固定資産税のみで全期前納報奨金の負担額をさっきお尋ねしたんですけど。仮にということですけど。

○議長（山口 要君）

支所市民税務課長。

○市民税務課長（支所）（徳永賢治君）

今、嬉野市のほうが集合徴収方式をとっております。市民税、固定資産税、国民健康保険税、これ3税を一緒に納めた場合に納税報奨金の対象というふうになるとしております。そういうことで、税目ごとにはちょっと前納額というのがはじきにくいもんですから、その分析は今できておりません。ただ、集合税、3税の合計額として集計をしているところです。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

平野議員。

○19番（平野昭義君）

今の前納報奨金の廃止については、私はいかがかと思いますが、なぜならば、昔は、これはまた別ですけど、各部落で区長さんたちが責任持って収納され、それで奨励金が来て、それである意味では部落が融和に行くと、旅行とかなんとか行っておりましたけど、その後、いろいろのプライバシーかれこれがありまして、廃止になりまして、やっとなんと前納報奨金が残っていたと。それをさらに廃止するということは、ややもすれば、市民税がそれだけ多くなるという関係もありましようけれども、裏を返せば、嘱託収納員の手数料がかえって多くなって、逆にやぶ蛇じゃないかと。

結局、本当に努力する人をたたき落とすと言えば失礼ですけど、よかんばい金の入ったから一遍に6月の月上げましようと思っただころが、それがやめたら、いつの間にか10月ごろ金はなくなったとなれば、家庭によってはそれが滞納につながることもあるかもわからんし、ですから、私は、なるだけなら努力した人とかにはやっぱり奨励金は当然つけるべきであって、この問題は嬉野市が新聞にも、私一般質問で言いましたけど、県下で最下位の80.1%で、特に固定資産税は71%で530,000千円のまだ滞納が残っていると、そういうとき、こういうことを市民に知らせれば、本当に努力した人が報われない。その前納分は確かに市民税として何か使っていていいでしょうけど、四百何十万円ですかね、そういうことより、本当一般の納税者の立場になってした場合は、私はこれは廃止すべきじゃないというふうに考えますが、市民税務課長いかがですか。

○議長（山口 要君）

支所市民税務課長。

○市民税務課長（支所）（徳永賢治君）

お答えをいたします。

確かに議員御指摘のとおり、両論がございます。私の耳に届いてくるのは、納税報奨金もう少し存続させてほしいという御意見も確かにたくさんございます。特に年金生活者の方で

すか、今の金融機関の利率からすれば、結構な報奨金額となるということで、ぜひ存続をしていただきたいという御意見、あるいは逆に、特別徴収で納められている納税義務者、半数以上、約6割いらっしゃいますが、この方々からは税金の割引じゃないか、自分たちはこういう恩恵を受けられないよということで、問題があるんじゃないかという御意見もいただきます。

そういう中で、合併協議の際、納税意欲の向上、徴収率の確保をするために、再導入を図ってきたところでございますが、ちょっと2年経過した段階で一応の徴収率につきましても向上の傾向にたどりつくことができたということで、再度この制度の存続について検討をする段階では、いいんじゃないかという判断をいたしまして、今回の廃止の結論に達しているところでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

平野議員。

○19番（平野昭義君）

今、両論があると、まだそういうふうな中の位置でこういうことをするということは、私は今先ほど全国の云々と申されましたけど、全国のいいところはそれでいいでしょうけど、佐賀県では最下位でしょうが。

ですから、これはそういうことをした場合は、両論があれば、両論の意見をよくよく囑託委員会とか、あるいはその他の場所で説明して、それで、中身を理解された上でせんと、非常にいろいろな違和感が出てきはせんかと思えます。

ですから、この制度について私、今回、通さない。私は反対ですけど、このことについてはやっぱりみんなの納税者の雰囲気、あるいは一番身近にいますのは、囑託委員会あたりとか、そういう有識者あたりの意見も聞いて、合併協議会で決めたからと、合併協議会はそんなら有識者の前で話聞いたかとなれば、多分そういうことはなかったろうと思えますので、新市になって悪い方向には行かんで、いい方向に行ってもらいたいと思えますけど、税務課長。

○議長（山口 要君）

支所市民税務課長。

○市民税務課長（支所）（徳永賢治君）

お答えをいたします。

確かに議員御指摘のとおり、固定資産税徴収率、県下で最下位でございます。そういう中で、前納報奨金制度によります納税の確保と、反面、滞納者はまたちょっと前納される方とは若干違ってくる部分ございまして、滞納対策につきましても別途いろいろの対策を講じているところでございます。

そういう中で、どうしても特別徴収義務者、普通徴収の納税義務者とのバランスといいま

すか、そこにどうしても不公平感が生まれてくる制度でございます。そういう中で、今回の廃止についての判断をいたしたところです。

以上でございます。

今回の前納報奨金の導入につきましては、今まで廃止をされた前納報奨金制度を合併協議会の中で復活させようということで協議をされております。そういうことで、旧塩田町は平成17年度（376ページで訂正）、嬉野につきましては合併と同時に（376ページで訂正）再復活の制度として導入をして現在に至っているところでございます。

以上でございます。

**○議長（山口 要君）**

平野議員。

**○19番（平野昭義君）**

今の、私が一部は誤って済みませんでした。それから、これに関連することですけど、私はその制度の導入のころから反対しておりましたということは、いわゆる収納嘱託員2人がさらにはまた3人になったと聞いておりますけど、もし、それがそうであれば、本当に収納嘱託員をどんどんどんどんふやして行って、効果がどれくらいあっているのか。結局、収納嘱託員もある意味失業対策か知りませんが、そういう気持ちではこういうことは相ならんことであって、税務課の方が大変でしょうが、必要な嘱託員には、やっぱり公務員じゃないですから、ある程度の発言しかできないと思いますよ、お客さんに対して。ですから、公務員である人が責任もありますから、それなりの権限もありますから、そういう方が行かんと、あなたは収納嘱託員でしょうもんといって門前払いされたら、それで終わりというふうに理解しますから、これについて税務課長、指導かれこれは、これ関連ですけど、されておられますか。

**○議長（山口 要君）**

支所市民税務課長。

**○市民税務課長（支所）（徳永賢治君）**

前納報奨金制度を活用して納税していただく方というのは優良納税者、ちょっと表現の仕方悪いかもわかりませんが、優良納税者というふうになります。ただ、議員御指摘の滞納分ですね。これにつきましてはどうしても生活面での苦しい方、あるいは納税意識の薄い方が滞納者というふうになるわけですけども、こういう方々につきまして、職員はもちろん納税収納の業務を行います、嘱託員さんにもお願いするという形をとっております。そういう中で、昨年まで嘱託員2名を3名体制にさせていただいたところです。

なお、この3人は本庁地区1名、塩田地区2名の配置をいたしたところですが、10月から支所のほうで一括管理体制をとっております。支所のほうで3人さんが動いていただくという形ですね。これに伴いまして、10月、11月になりますが、前年同期10月、11月の嘱託員さ

んの収納してくる額、これが月額、前年比較で3,000千円上向いております。10月で3,000千円、11月で3,000千円というふうに向上が図られております。これはあくまでも滞納者の臨戸、現場に行かれて徴収をして得た効果額というふうになります。

そういうことで、ちょっと前納報奨金制度、あるいは嘱託員制度、目的が若干違うこともありますが、そういうことで努力をいたしているところでございます。

以上です。

**○議長（山口 要君）**

ほかに質疑ありませんか。梶原議員。

**○3番（梶原睦也君）**

全期前納報奨金制度をなくすことによって、先ほど課長が話されましたように、全期前納される方というのは優良な納税者ということだと思っておりますけど、私の意見としては、これを廃止したことによって、徴収率が落ちるということは考えられないと思っておりますけれども、税務課のほうではどういうふうに判断されているのか、お願いいたします。

**○議長（山口 要君）**

支所市民税務課長。

**○市民税務課長（支所）（徳永賢治君）**

お答えをいたします。

前納報奨金を廃止した場合、若干の徴収率が低下するおそれも危惧をいたしておるところです。それにつきましては、先ほど申しました嘱託員の増員、一括管理、あるいはコンビニ収納、あるいはインターネット公売等によりまして、納税の意識の高揚といいますか、納税意識の改革を同時に図ってきているところでです。

前回の前納報奨金廃止の際にも、若干の徴収率は下がっております。そういうことを認識しておりますので、こういうことがないようにさらなる対策等を考えていく必要はあるかと思っております。そういうことで、一括管理とか、そういう体制を今整備しているところでございます。

以上です。

**○議長（山口 要君）**

西村議員。

**○18番（西村信夫君）**

所管でちょっと市長がお見えでなかったもので、市長のほうにお尋ねしたいと思っておりますけれども、今回の前納報奨金の廃止に伴う条例なんですけど、今、担当課含めて納税意欲の向上というふうなことをよく言われますけれども、そしてまた、この制度に当たっては、納税義務の喚起を促すということも1つの大きな要点であったと思っておりますけれども、この廃止に伴って納税意欲の低下するんじゃないかと一部考えられますけれども、市長はどのようにお考え

でしょうか。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

納税につきましては、正確に、また公平にということが大原則だろうと思いますので、まず、そのところを私どもがきっちり守って、納税のお願いをしていくということが第一であるということは十分承知をいたしております。

そういう中で、今回、前納奨励金の廃止となるわけでございますけれども、現在まで、先ほど担当課長が申しあげましたように、優良というのは語弊がありますけれども、順調にお支払いいただいている方につきましては、やはり私は今後もお願いできるのではないかなというふうに考えておるところでございます。

そういうことで、問題は非常に生活が厳しくなっておりますので、今まで滞納等は起きておられない方が滞納という可能性があるわけでございますので、そういう点では、この前もお話し申しあげましたように、やはり現年度で滞納が出ないように、滞納傾向というのはつかめるわけでございますので、ですから、そういう点で、先ほど担当課長申しあげましたように、できるだけ早く納税相談というものをさせていただいて、この滞納等が発生しないように努力をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

西村議員。

○18番（西村信夫君）

制度的には国民年金の前納ということで、国民年金は年間169,200円になっておりますけれども、これを一括前納したら3千円の得をします。そしてまた、口座振込の場合については3,550円というようなことで、国民年金についてはこういう制度があるわけです。そしてまた、郵便局とか、それぞれの保険事業においても、1年間前納すればこういう特典があるわけですが、そういった分についてはどのように担当課はお考えなのかです。

○議長（山口 要君）

支所市民税務課長。

○市民税務課長（支所）（徳永賢治君）

お答えをいたします。

確かに年金につきましては、前納報奨と申しますか、こういう制度がございます。税についても、今まで前納報奨金ということであったわけですが、この報奨金として交付される額、年間約5,000千円になりますが、これを納税者の皆様に配分をしていくのか、あ

るいはこの5,000千円を使っているいろいろな事業をさせていただくかというふうな判断になってくるかと思います。そういうことを踏まえまして、今回の場合は、もう嬉野市の事業として活用させていただくというのがいいんじゃないかろうかというふうに、ちょっと私は税務課のほうになりますが、事業のほうは詳しくわかりませんが、そちらのほうに配分させていただいたほうが、より市民の方にメリットを受けていただけるんじゃないかというふうに判断をいたしましたところでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

西村議員。

○18番（西村信夫君）

この制度に当たっては、やっとなんか定着をしようかという矢先の廃止条例というふうなことですけれども、今回の廃止の条例に伴って、1つは、前納報奨金を18年度、19年度ということで交付金を支払っておられますけれども、18年度は4,573千円、19年度は4,821千円、5.4%増というふうなことですけれども、だんだん前納者がふえつつあるという数字が出ておりますけれども、翌年度も実施された場合についても大幅に上がってくるだろうと思いますけれども、その点どういうふうな見解をお持ちなのか、お尋ねしたいと思いますけど。

○議長（山口 要君）

支所市民税務課長。

○市民税務課長（支所）（徳永賢治君）

金額的には平成18年度3,362件でございます。平成19年度3,374件でございます。前納報奨額としては、475,000千円が521,000千円に上がっているわけでございますが、この上がった理由というのは、市民税のほうの老年者控除の廃止等に伴います税額の増加分、こういうことがあった関係で若干税額的には伸びている、件数的には数件しか変わらない状況でございます。

先ほど、平成19年度で3,300件の前納報奨金があったということでお話をいたしました、前納報奨金がなかった場合、この場合でも約1,500件の前納者はいらっしゃいます。たとえ前納報奨金がなくてもですね、大体年間1,500人ぐらいの方は前納をさせていただいておる状況にあります。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。田口議員。

○17番（田口好秋君）

私も所管ですが、この議案に対して関連の質問をします。

市長にお尋ねしますが、けさの日経新聞に、読まれたかどうかわかりませんが、首長みず

から徴収に行くという記事が載っておりました。私、この記事を読んで、ざっとしか読まんやっただですけど、ちょっと時間がなかったもんで。ただ、考えたのは、やはり新聞にあれだけ嬉野市が一番税収が悪いと、収納率が悪いということが載ったわけですね。そういうことも踏まえて、首長みずからがそういった現場に、滞納者に当たられるとか、みずから出向くと。そしたら、市の職員に与える影響、あるいは滞納者に与える影響、そういったものを考えたときに、これは絶対こういうことはプラスになるんじゃないかなと思って、その記事を見たわけですね。

そういうことで、市長、嬉野、特に固定資産税もあれだけ多額の未収があるわけですが、嬉野の町長時代にそういうことをされたことがあるのか、あるいは最近でもそういうことをされたことがあるのか。それからまた、今後そういう予定がえられるのか、お尋ねいたします。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

特別徴収を毎年やっているわけでございまして、それで、各職員、また管理職、私どもと、特別職という段階があるわけでございまして、先ほど申し上げましたように、毎年のことでございますけれども、やはり法人関係の厳しい中での納税相談というのは担当課を通じて出てくるわけでございまして、私も直接お会いさせていただいてお願いし、また、指導というのは語弊がありますけれども、協議もしてまいったところでございます。

そういうことで、今後も引き続き努力をしてみたいと思います。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第85号の質疑を終わります。

次に、議案第86号 嬉野市茶業研修施設条例についての質疑を行います。質疑ありませんか。山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

この条例の2ページと3ページ、4ページにかけて一括して質問いたします。

まず、使用料の第9条の使用料、そして、第10条の減免について触れてあるわけですが、9条には、「市長が特別の事情があると認めるとき」と明記をされております。また、10条では、「市長が特に必要があると認めるとき」と、このような文言、条例よく出るわけですが、じゃ、具体的にどのようなときにこの文言の適用がなされるのか、それが1

つです。

それと、3ページと4ページにかけてですが、第15条の利用料金ですね。その中で利用料金は、解釈の仕方なんだと思いますが、利用料金は指定管理者制度導入に伴って、10ページの別表ですね、その使用料より安くすることができるというふうな理解、そのような理解できるような文言が1つあります。それについてはどういう理由でこのような使用料の額の範囲内において指定管理者決めることができるのかですね。

それともう1つ、別表なんですけれども、この中で加工研修料、生葉と荒茶ですね、これについてはわかるんですが、研修室について、1時間200円ということで、摘要の欄に冷暖房使用料というふうに書いてありますけれども、これについては研修室のみ利用した場合は無料なのか。冷暖房を使った場合だけ1時間200円というふうに理解を正しいのか、そこから辺だけお答えをお願いします。

○議長（山口 要君）

支所農林課長。

○農林課長（支所）（松尾保幸君）

お答えをいたします。

まず最初に、文言の適用の関係ですね。市長が特別に認める場合というふうなことでございますけれども、この分については、使用料等については一応前納というふうな形をとっておりますけれども、生葉、要するに生産者、その研修する目的の農家の方が生茶を搬入したときに使う数量がその時点までに把握できないというようなことから、そのようなことを文言にうたっております。

あと利用料の……（「10条」「市長の減免の適用範囲」と呼ぶ者あり）

○議長（山口 要君）

暫時休憩します。

午前10時42分 休憩

午前10時42分 再開

○議長（山口 要君）

再開します。

支所農林課長。

○農林課長（支所）（松尾保幸君）

10条の「前号に掲げるもののほか、市長が特に認める時」ということでございますけれども、この分については、規則の中で考えておるわけですが、市が主催し、または他の団体と共催して事業を行う施設を使用するときとか——あつ、済みません、ちょっと私が混同しております。済みません。

天災その他使用者側の責めを帰すことができない事由により、施設を使用することができ

なかったときとか、そういった……（「何、もう一回、ゆっくり」と呼ぶ者あり）天災その他使用者の責めに帰すことができない事由、事情により、施設を使用することができないといったことというふうに想定しております。

それから、利用料の範囲ですね。利用料の範囲については、指定管理者制度に移行した場合に、指定管理者が自分の計画する内容等について広範囲に市民の方が利用できるようなことで、経営的に収支が合うというようなことであれば、もう少し安くしてもいいんじゃないかというふうな、そういうふうなこと等も生じるというような可能性がございますので、範囲を設定しております。

使用料等については、研修施設の冷暖房料金だけということで、今のところ統一して市の施設関係については設定していないということでございまして、まず、楠風館等の使用料に合わせるというふうな形で、冷暖房の使用料を設定しております。

実は、この件については建設検討委員会の中でも使用料の発生の分を協議していただきましたですけれども、他の施設、いわゆる農協とか、市の会議室等は無料になっているというふうなことで、どうしてもそういうようなところに、せっかくつくった施設でありながら、無料のところ研修する人が行くと、せっかくつくった施設が利用できないというようなことが発生するというふうなことで、建設委員会でも冷暖房の使用料だけでもということで、大分検討したんですけれども、そういうふうなことで決定をされたという経緯がございます。

（「摘要欄に冷暖房使用料と書いてあるけんが、上のところ見れば、この表だけで言えば、研修室は無料なのかなと判断できるごと書いてあるもんですから」と呼ぶ者あり）

研修室の通常の使用は無料となります。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

減免については天災と言われましたけれども、いわゆるどのようなときか、ちょっと台風もあろうし、そのことによってお茶に大きく影響を及ぼしたと、そのときは減免しますよということだろうと思うんですけど、その減免の手続については口頭でするんですか、それとも、文書等で減免申請とか、そういうのをするような手続をしなきゃいかんのかですね。もうそれだけです。

○議長（山口 要君）

あとの分はいいですか。（「はい、結構です」と呼ぶ者あり）支所農林課長。

○農林課長（支所）（松尾保幸君）

申請手続……（「少しゆっくりしゃべってください」と呼ぶ者あり）はい。申請手続等については、規則のほうで一応定めるようにしております。

以上です。（「はい、終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（山口 要君）

山口議員。

○13番（山口榮一君）

今の関連なんですけど、まず、4条から行きます。

使用時間が午前9時から午後10時までとなっております。実は私も品評会茶はつくったことあるんですけど、10時までで果たしていいものかということですね。私たちは昼から製造して、やっぱり品評会茶つくるには、冷やしたり、いろいろ機械を操作しながら12時ぐらいまでかかるわけですよ。そしたら、ただ、茶期は、例えば3日なら3日に、何点来るのかわかりません。例えば、4点も5点も来たとき、果たして10時で済むかということですよ。そいぎ、この時間はおかしいんじゃないかと。点数が多くなれば多くなるほど、時間は長くなるわけですよ。

それともう1つ、加工研修料の250円、これ生葉と書いてありますが、これについてはどこまでの料金なのか、そして、荒茶仕上げの150円というのはどういうことなのか、この料金設定の根拠を教えてください。お願いします。

○議長（山口 要君）

支所農林課長。

○農林課長（支所）（松尾保幸君）

お答えいたします。

使用時間の午前9時から午後10時までというようなことで設定しておりますけれども、この分については通常の研修という意味でこうしております。先ほど議員御指摘の生葉の加工等については、どうしても一昼夜使うとか、いろんなことが生じます。そういうことで、2項目に市長が特に必要であると認めるときというようなことで、生の加工、荒茶加工については時間外の使用をいいですよというような形で許可をするというふうなことになるというふうにしております。

それから、利用料金のほうですけれども、生葉では250円、荒茶では150円というような設定しておりますけれども、一応農業委員会の基準で申しますと、もう少し安くなるわけですが、農業委員会では生葉で180円だったというように思いますけれども、この分については一応全国茶の品評会の製造というようなことで、かなり手がかかるというふうなことを考慮して、建設検討委員会でもいろんな角度から検討していただきましたですけれども、250円を設定したということで、生葉から荒茶までですね。荒茶の仕上げについては、これは150円ということではしておりますけれども、この分については袋詰めまで入れた金額というふうなことで建設委員会では案を出していただいております。

以上です。

○議長（山口 要君）

山口議員。

○13番（山口榮一君）

まず、さっき言いました時間のことなんですけれども、これはそしたら、研修室だけのことでいいんですか。生葉を製造する場合はもうこれ限りはないということでもいいんですかね。

それと、今の250円の根拠というのは中身、電気料の基本料金なんかはどのように見られますか。

○議長（山口 要君）

支所農林課長。

○農林課長（支所）（松尾保幸君）

生葉の加工等については、先ほど申しましたように、時間外というような適用をしないと、せざるを得ないということでしております。

それからまず、この計画を立てておりますのは、大体の収支を考えておりますのは、荒茶、いわゆる荒茶で全国茶の品評会を対象としたということで、蒸し製玉緑茶用の生茶ということで、大体130キロ程度が集まらないとできないということで想定をしております。単価的に250円を掛けて、35点、その時期に、一番茶時期に35点ぐらいが限度じゃないかというようなことでしております。これは大体1,134千円ぐらいになると思います。それから、釜炒り茶のほうですね、この分については全品の品評会数量も少なく済むということで、生葉の分で70キロを集めていただく。これも単価250円の大体20点ぐらいできるんじゃないかということで、350千円程度の想定をしております。あわせて大体荒茶の分では1,500千円程度を設定しております。

仕上げ加工の分については、生葉、それから蒸しの分と釜のほう合わせて大体5,950キロばかりできるんじゃないかということで、その分の大体20%の仕上げということで1,200キロを想定しております。仕上げ重量の換算で65%換算して800キロということで150円の単価を掛けるということでしております。大体、加工研修関係の収入で1,620千円程度を想定しております。

御指摘の電気料については、動力費、月50千円というような形で想定をして、600千円程度の年間の費用。燃料費が、ちょっと重油関係も上がっておりますけれども、A重油の大体360千円程度と。ガスが月5千円の60千円程度で440千円。それから、人件費等合わせて580千円ということで、大体1,620千円の収支を想定して単価設定をしたというふうにしております。

○議長（山口 要君）

山口議員。

○13番（山口榮一君）

蒸し製玉緑茶が35点、釜炒りが20点ということでございますが、そうですね、せっかくだ

くったなら、もう少しふやすべきじゃなかろうかと思うんですけどね。これですて、何億とかけた施設をもう少し点数を上げてつくっていただかないと、採算合わんとじゃなかですかね。

それと、電気料は大体今1キロの966円ですよ。それ見たら、妥当かなとは思いますが、機械設備の中で電気は何キロワットの契約をされるつもりなのか、その辺をお願いします。

○議長（山口 要君）

支所農林課長。

○農林課長（支所）（松尾保幸君）

お答えいたします。

数量的にはあくまでもたたき台ということで、増減あるかというふうに思いますので、せっかくの施設、可能な限り利用するというようなことを私たちは考えておりますけれども、とりあえずたたき台ということで今の数量に設定をしたこととございます。

それから、電気の契約関係については、まだちょっと私のほうでは把握しておりませんが、ちょっと今のところ資料ございません。（発言する者あり）

採算の面については、あくまでも研修施設ということで、これで益を上げるというふうなことにはならないというふうに私たちも考えておりますけれども、できるだけ収支合うような形で製造をしていただくということで考えております。

○議長（山口 要君）

太田議員。

○12番（太田重喜君）

先ほど山口議員はもっと利用者の数をふやせというふうなこととございますが、本当にこれだけ利用者が出るという調査でもなんでもやっていますか。まず、この点。調査でもやって、利用者の数をつかんでおられるのか、やっておられないのか。この数字の出し方。

さらに、実はきのう私は上陽のほうには行きませんでしたけど、八女の矢部まで山間地茶業ということでちょっと調査行ってきたわけですが、矢部あたりでもあれだけ条件のいいところでも、たまたま行ったところの家庭は4年連続八女の手もみ茶でチャンピオンになったところのお宅に行ってきたわけですけど、全品に、あるいは品評会には全く興味を示さずで頑張っておられました。山間地茶業で生きていくためということで、そこのお父さんは矢部村の議会議長でもあり、息子さん2人は本当に頑張っている姿を見て、矢部の産業振興その他についてのお話を伺ってきたわけとございますが、品評会はそのくらいのもんなんですよ。ところが、力を入れると、入れるとはよかろうと。産業建設委員会では、上陽のほうの視察も行かれたと。上陽のほうは施設をつくったからということで、たしか1万5,000キロから生葉の荒茶加工やっていますよね。そういう説明を私たちは聞いてきとったわけですよ。それで、運営費の一環にということで。

私もお茶づくりの人間です。今後、長い間、市民の方々から、お茶はよかね、毎年毎年これだけ金を出してと言われん設備なり、運営なりをしてもらわにゃ、お茶づくりとして恥ずかしゅうてやっておれんわけですよ。そこんあたりを踏まえて、もう少しきちっとした計画できんもんですかね。例えば、加工料金にしても、何だか中途半端。計算の仕方としては、普通、加工料金の話をするときには、茶業手帳についているとおり、これくらいの規模の平均ではこのくらいになりますよということたたき出して、加工料金は計算しているわけですよね。いいですか。ことし、人の荒茶加工をした人で、農業委員会で決めた加工賃を取った人はおらんはずなんです。そんなことしよったら、生葉代払われんもん。そういう現実の中で私たちはお茶をつくっております。加工をしております。これに250円の加工賃を別途出して、品評会をつくるという人が本当に両方で55人おると思いませんか。そのための調査をどのくらいやっていますか。この点についてお尋ねします。

**○議長（山口 要君）**

支所農林課長。

**○農林課長（支所）（松尾保幸君）**

お答えをいたしますけれども、品評会の出展履歴で申しますと、平成15年度で蒸し製玉緑茶で全国で15、九州で11、それから釜炒り製玉緑茶で全国で5、九州で8、計の39出展されております。16年度では蒸し製玉緑茶で全国で14、九州で11と、釜炒りの分では全国で5、九州で10と、40出展されております。17年度については蒸し製玉緑で16、九州なかったんですけれども、釜炒りで15、これも九州ありませんが、31と。18年度が蒸し製玉緑で全国14の九州7と、釜炒り製玉緑で全国で9の九州で7の37と。19年度が蒸し製玉緑で全国で23、九州はなかったんです、ゼロですね。釜炒り製玉緑茶で18、九州はなかったということで、全体で41というふうになっております。

こういうふうな実績も踏まえながら、今度は九州のお茶大会が佐賀県であるというふうなことで、出展数が県から90点を超えるくらいの出展を嬉野市のほうに、それぞれ各市町村に割り当てられておりますけれども、嬉野には配分を希望されております。そういうような中でそれにこたえるべき対応していかなければいけないというふうな考えもありまして、一応出品点数等については、そういうふうに出展されるように私たちも努力していかなければならないというふうにご考えておるところでございます。

**○議長（山口 要君）**

太田議員。

**○12番（太田重喜君）**

私も30年ぐらい前まで品評会に非常にうつつ抜かしました。今、品評会茶は、実は15年ぐらい前まで私の名前で作ったものは、実は私はつくっておりません。出品点数が足りんから、名前をかしてくれということで名前だけかして、私は見たこともない名前を私の名前で

出とったことございます。何でつくらんようになったかと、食うていけんけんですよ。25年ぐらい前に品評会茶1点つくるのに、500千円以上金かかりよったわけですよ。今出しておられる方も、出してくれ、出品点数が足らんから、こういうこと言っていていいかどうかですけど、出品点数がなかったら、足らんかったら、農水大臣賞の受賞の申請に困るから出してくれと、こういう依頼があって、結構やむを得ず出している出品者もいるわけですよ。いいですか、よく聞いてください。そして、この方々が品評会をつくるのに、それだけ金かけた上に、自分の家で作ってもそれくらい金がかかるんだと言いながら、自分で延々つくるとは、みんなの中に隠れてわかりません、普通。しかし、別段これだけの金をかけてつくる人は本当それだけされる、調査をやられましたか。農家あたりの意向調査は。この点をお聞きします。

**○議長（山口 要君）**

支所農林課長。

**○農林課長（支所）（松尾保幸君）**

実際、この研修施設の関係でそういった希望調査あたりはしておりませんが、JAの茶業振興計画の中でもアンケートとしておられます。そのような中でも出てきておるというふうに思っておりますけれども、この施設の関係で直接うちが調査というのはかけておりません。

**○議長（山口 要君）**

太田議員。

**○12番（太田重喜君）**

これだけの事業しとして、調査もせんで、ようJAのとあつてですか。JAも一民間企業ですよ。ここは行政がそこまでJAにべったり、JAの資料そのまま丸飲みして、今後の市政もですけど、そういうこっちゃやっていけんはずですよ。JAの言うことが農業者の言うことじゃございませんよ。きちんと押さえるところは押さえにや。だから、おかしいんですよ。小麦とでもおかしゅうなったとは、JA頼りやっただけんおかしゅうなったでしょう。これももっと現実に金をかけとつておかしいと思わんですか、調査もせんで。農家の意向調査もせんで、50人から、施設をつくったから、ここに持ってきてくれるだろうと、加工料払ってくれるだろうと。そんな甘い検査じゃ、民間では絶対できませんよね。その点をどういうふうに思いますか。これで最後ですから、もう少し納得できるような答弁をお願いしますよ。

**○議長（山口 要君）**

支所農林課長。

**○農林課長（支所）（松尾保幸君）**

この建設に当たっては、リーディング事業、その前から茶業研究会のほうで出品については個人でやりよつては、ちょっともう自分の経営にも、先ほど議員のおっしゃるとおりですね。どうしてもできないということで、何とか施設をつくってほしいというふうな要望があ

ったとお聞きしながら、それをずっと私たちも考えながら、建設委員会等も立ち上げながらしてきたわけございまして、私たちの考えでは、希望は出品、加工の申し込みはあるというふうにご考えておるところでございます。（「もう3回言うけん、4回よか」と呼ぶ者あり）

○議長（山口 要君）

不安であったら、今回だけ1回だけ許可します。太田議員。

○12番（太田重喜君）

ちょっと夢のごたっ話せんでさ、調査もせんで、だろうと思ひますって。市長にお聞きしますけど、市の行政は全部そういうふうな格好でやっておるんですか。この点についてお尋ねします。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

行政全般につきましては、これはもうさまざまな御意見を承りながら、それぞれの時点で決断をして、そして、議会にお願いをしてつくっておるところでございます。

今回の茶業研修施設につきましては、もう議員御承知のように、今の茶業のあり方の中で、いわゆる出品茶をたくさん出していただいておりますが、前回の全品のときもそうございましたし、その後もずっと私も現場を回りまして、いろいろのお話をお聞きする中で、今の本当の自分の持てるラインの中で引き続きずっと出品茶をつくっていくと、これにつきましては大きな課題があるというふうなことがもう常々言われておりましたので、いろんな茶業関係の集会の中でも、ぜひ茶業研修施設の中で出品茶が製造できれば、通常の製茶のラインとは別に出品ということは考えられるというふうなことでございました。そういうことで、今回決断をしたわけでございますので、ですから、現在の製造過程に負担をかけないという形で出品の製茶ができるわけでございますので、ぜひ御理解をいただいて、御利用いただくように、私どもとしてもしっかり努力をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。平野議員。

○19番（平野昭義君）

関連の条例ですけど、まず、私、嬉野のお茶のことには余り詳しくありませんけど、角度を変えたところから質問いたします。

1つは、これは第1条の目的にあるように、嬉野市の茶業振興を図るためにこれをつくるんだということでありまして、今の二、三方の意見を聞いたら、非常にいろいろまだまだ

何かそこまで到達しとるかなというふうな感じを受けますけど、私が申し上げたいことは、1つは、これは特例債が当初は使われるというて、ずうっと私もそういうつもりでおりましてたけど、後で聞いたら、特例債は使われんで、ほかの事業費を回したと。まず、その1点です。特例債というものはあくまでもみんなが使う、公に使うというふうなことであったはずですけど、特例債が使われなくなった理由をまず1つ。

○議長（山口 要君）

暫時休憩します。

午前11時10分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（山口 要君）

再開します。

平野議員。

○19番（平野昭義君）

2番目に、結局、ここは指定管理者制度でされるというふうなここにうたっておりますけど、この中で人件費を1,620千円とか、さっき申し上げられましたけど、このことについてはあくまでも研修施設だから利益は上げていかないと、かというて、金をもらわにやいかんというて、いろいろ難しいところでもありますけど、その一番頂点は、経理、いわゆる最終的には1年に一遍の経理関係はどういうふうな形で報告し、そして、仮に利益が上がった場合はどんなするのかと、あるいは損したときはどうするかと。いわゆる先ほど話から聞けば、全く市が丸がかりで、もうこれはせんがましやっただいというようなことになるのか、ならんか、そういう点も含めてお願いします。

○議長（山口 要君）

支所農林課長。

○農林課長（支所）（松尾保幸君）

お答えいたします。

指定管理者制度については、嬉野市の公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例に基づきながらやっていくわけですが、その条例の中には、経営計画等を出して、それを認定するというような行為が必要となってくるわけでございまして、その中で判断するというふうに思います。

以上です。

○議長（山口 要君）

平野議員。

○19番（平野昭義君）

松尾課長、ちょっと私も早口ですが、あなたもまだ早口で、ちょっとよくわからんでまた

質問せんばならんというごたつことになりますけど、大体言われたことは大筋わかりましたことにして、結局、これは夏、冬、春ですね。恐らく通年、同じ仕事があるのじゃないというようなと思いますですもんね。そうした場合、職員さん、管理者は1人ももちろんおられますけど、あと職員さんは臨時雇いなのか、それともそのときそのときの非常勤なのか、その点どういうふうな、パートなのか。

○議長（山口 要君）

産業振興部長。

○産業振興部長（岸川久一君）

今後の運営の方法ですけれども、まず、さっきの指定管理者については、とりあえず直営でいく予定で2年か、ないしは3年ぐらいに指定管理者に移行するような形にというふうに思っております。

それから、運営については、一応茶業室のほうから一つ行って、それから技術的な委託ですかね、そういう感じであればというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

いいですか。

ほかに質疑ありませんか。神近議員。

○11番（神近勝彦君）

条例の中身については今いろんな御質問や御答弁等、また、私なりにお聞きしたことで、ある程度のところは理解をしているつもりです。細かいところは規則等によって補足をしていくというふうなことも御説明を受け取ったわけなんですけど、どうしても納得できない点というのが、先ほど山田議員もおっしゃったわけなんですけど、研修室の件ですよ。

これは市長にお尋ねをしたいんですが、私は一貫して、結局、研修室を利用する際、これについてやはり無料というのはおかしいと、原理原則、受益者負担というのが発生するのが通常であるということですとずっと以前から申し上げてきたわけですね。先ほども結局質問の答弁の中で、結局、JAの研修室がただだからゼロにするとか、そういうふうなあれで、ほかの施設もゼロだからただにしている、まだ統一ができていないというふうな御答弁を受けたわけなんですけど、市長は以前から、この料金については施設、施設の設立当時の条件やいろんな制約があって、一概にはなかなか統一ができないということは理解をしてほしいし、なるべくなら早目に自分としても統一——統一というか、料金の設定という方向に向けて進めていきたいということを常々おっしゃってきているわけなんですよ。

そういう中で、今回の研修室の使用料というのが発生をしていないというのは、私は市長の今までの御答弁からすると、反しているのではないかなと。あくまでもこれは冷暖房使用料なんですよね。冷暖房を使用しなければ、研修室だけを使った場合はただなんですよ。そ

うなると、私は市長が私の質問に対して以前からお答えになっていたことと矛盾すると。ここはあくまでも使用料という項目が100円でもいい、10円でもいい、やはり受益者負担という原理原則が発生するものだと私は思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

現在のいろんな私どもの施設等の状況を見れば、以前からそのようにお話をしておったとおりでございます。私も原則的にはそうであろうというふうに考えております。ただ、今回の茶業研修施設の部屋料といいますか、それにつきましては、設置の目的自体が、結局研修という中で、ぜひ農家の方々が、特に農家を中心に、また、この前の議会でもお話ししておりますけれども、要するに農業と、それから茶業、それから流通関係の方まで集っていただくような、非常に立ち入っていただきやすいような施設にしたいという希望を持っておりましたので、今回、条例を制定するにつきましては、最低必要限と申しますか、を負担していただくということで考えたわけございまして、将来的にずっとということにはちょっとなかなか考えられないんですけれども、スタートのときにはそういうことで御理解いただければということで考えたわけございまして。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

私は、結局、こういうふうにならざるに一番最初のスタートの時点からゼロでいくこと自体が、結局、基本的におかしいと思っているわけなんです。結局、現在ある研修センターがただであるのが現在も設立当時の条件とか、それぞれの中で現在もできていない理由と変わらないようになるわけですね、今回の研修センターについても。だから、いろんな項目の中で公の場の会議であれば、研修センターの利用は市長権限の中で、それは減免されてもいいだろうし、いいと思うんです。ただ、個人的な集まりのサークルの中の研修室を使用するとなれば、また違うと思うんです。幾ら研修センターだと言いながらも、公の場合と個人的な場合とは、やはり若干意味合いが違うと思うんです。私は原則として使用料は使用料として明記して、条例の中でほかの9条とか、10条にあるように、市長の権限によって、内容によっては減免をするというふうな項目の中で私は対処すべきじゃないかなという気がするわけなんですけど、再度お尋ねをしたいと思います。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

御発言の趣旨については十分理解をしておるところでございます。確かにそういう取り扱いが正当といたしますか、順当なものであろうというふうに考えますけれども、現在の茶業の情勢とか、また、後継者の育成ということもあるわけでございます、そういう点では今回、研修目的の利用ということであれば、無償利用も考えられるのではないかなということを取り扱ったわけでございます。今、議員の御発言につきましては、理解をいたしますので、今後、検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

私としては、今回の研修センターだけでなく、早急に他研修センターについても、以前から御答弁があったように、なるべく原理原則に基づいた料金設定というものに早目に取り組んでいただくと、そういうふうな形で進んでいただければというふうな希望を持っております。それでまた、それについては来年度も、再来年度も早目にすべての施設について、研修センターについてのこういうふうな料金について早急に検討を決定をしていただきたいという要望だけしておきます。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

これは行財政改革の件でもいろいろ協議をしていただいたことでございますので、全般的に見直しをしながら、取り組みについては考慮をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第86号の質疑を終わります。

次に、議案第87号 嬉野市行政嘱託員設置条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑ありませんか。平野議員。

○19番（平野昭義君）

このことについて、きのううちの部落でもいろいろの人から意見聞きましたけど、とりあえず塩田地区はずっと2年間が通常で、歴史がありますけど、たまたま部落によって3割

ぐらいがずれておりますね。例えば、ことし満期する人と来年満期する人と。そういうことで、その調整についてはわかりますけど、1年にした場合、今後またさらに、一応調整が済めば、2年にまた条例として定められるのかどうか、改めて。

○議長（山口 要君）

総務部長。

○総務部長（中島庸二君）

お答え申し上げます。

今回は基本的に2年の任期の終期を合わせるということで、1年させていただくということにしております。ただ、委員会の中でもいろいろ御意見いただきました。区長としては2年ある分もあるし、行政嘱託員は1年でも区長の任期と区で取り決めれば、当分の間はいいんではなかろうかということで、内規をつくられたらどうかということもちょっと御意見いただきましたけれども、これに必ず1年で固執するものではないということで考えております。ただ、そういう形でもやっぱり行政嘱託員さんがきちっと条例で2年に戻してくれという要望が多ければ、当然それも検討して対応をするつもりでありますので、その辺、今回はこれで1、2年になるのかわかりませんが、一応この条例でまずスタートさせていただくという形をお願いをしたいと思います。以上です。

以上です。

○議長（山口 要君）

平野議員。

○19番（平野昭義君）

今、部長のほうからそういうふうなお話を聞きましたから、一応私もそうがいいんじゃないかと思っております。ただし、これをそのままずっと、そう言うたものの、時が来て、忘れて、そのままにしていっちゃけば、非常に今も塩田地区ではほとんどが2年ですけど、あるところでは1年があるわけですよ。そしたら、もうどっちみちこの際1年にしてというようなことを風潮になれば、非常に部落が混乱というですか、役員決めに大変ということもありますし、それからまた、役員も1年じゃ、もうせつくなれよったのが、また任期と。それも新しい人がどんどんどんどんかわって行って、嘱託員さんというたら、配達ぐらいのことはよかばってん、区長さんとなれば、部落の行政という、いろいろな諸問題がありますから、私は今総務部長が言われたように、できれば一たんそれを切って調整してもらってから、来年でも、再来年でもいいでしょうけど、混乱せんうちにまた2年に戻してもらいたいと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（山口 要君）

総務部長。

○総務部長（中島庸二君）

お答え申し上げます。

いろいろの意見等もあるかと思えますけれども、その辺、時期が参りましたら、そういう検討をさせていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。副島議員。

○6番（副島孝裕君）

ただいまの行政嘱託員の件ですけれども、部長の答弁によりますと、時期を選んでまた検討をしたいということでありましたが、私はもう、例えば1年限りのことかなど。例えば、これが1年を継続して、それが過ぎればまた2年に戻されるのではないかなどというふうに理解をしておりましたし、いろいろ嘱託員さん等のお話を聞いても、そのように理解をされているような気がしておりますが、その点いかがでしょうか。

○議長（山口 要君）

総務部長。

○総務部長（中島庸二君）

先ほど申されました意見もございまして、1年がいいというところも若干あることで聞き及んでおります。だから、ここであわせましたので、すぐあったところで2年にするというのはやっぱり皆さんの総意を尊重して、早急に2年に戻したほうがいいということであればまた戻す手法もあるかと思えますので、今回は1年でまず合わせながら、来年度またそういう、行政嘱託員さんとの話し合いは2カ月に一遍ございますので、ぜひ新規の行政嘱託員さんがお見えになったときに、そういう要望が多ければ、そのようなこともできるかと思えますので、今の現在ではちょっと、この条例につきましては、1年ということを出しておりますので、今後の検討ということで考えたいと思っております。

以上です。

○議長（山口 要君）

副島議員。

○6番（副島孝裕君）

行政区の区長の任期は、これはもう行政区で決められることですので、これはもうほとんど2年になっているんじゃないかなと思います。その反面、嘱託員、特にこれは市内においてはほとんど行政区長が嘱託員を兼務するというようなところがほとんどでありますので、区長は2年、嘱託員が1年ということでは混乱を来すのではないかなと思いますが、その点いかがですか。

○議長（山口 要君）

総務部長。

○総務部長（中島庸二君）

確かにそのようなことだと思います。ただ、今、この条例につきましては、1年ということで出しておりますので、2年の話をここですべきかどうかというのがちょっと私疑問に思ったものですから、来年のことをあくまで提案したときにその件の検討はさせていただきたいということでお答えしたつもりでございます。暫定措置ですよというふうなことでは出しておりませんので、一応この条例についてのお答えとしては、一応1年ということで回答したつもりでございます。

○議長（山口 要君）

副島議員。

○6番（副島孝裕君）

最後です。なかなか部長の答弁はフアジーでよくわかりませんが、その辺、含みのある回答と承ります。

ただ、私、消防団の幹部、消防団のころ、旧嬉野町ですけれども、一応、条例では消防の部長は2年となっておりますが、いろいろ各部の事情で1年で交代された経緯があつて、それが何年か前に条例がそういう2年を決定しているというのも含めて、やはり行政嘱託員さんの任期が2年、区長さんの任期が2年ということで部長は2年制をというようなことで実施しておりますので、例えば、この件が消防団あたりの任期あたりと混同をされないように、その辺十分周知方をお願いしたいと思いますが、その点いかがですか。

○議長（山口 要君）

総務部長。

○総務部長（中島庸二君）

確かに、委員会のことを申し上げてはあれなんですけれども、委員会の中でも今、副島議員がおっしゃったようなことをきつく、御意見が多く、またございました。そういうことで、どのようにするのかなということをちょっと検討をしたいんですけれども、早急に戻せるなら、そういう要望があれば戻すべきだということは全然思っていないわけではございませんので、今回の条例についてはあくまで、最初の2年の終期を合わせて新しいスタートをまず1年でさせていただくということしておりますので、早速新年度になったときにこれについては御検討いただいて、区の区長の任期と合わせたほうが良いということが大半でございましたら、そういう形に改めてもいいんじゃないかならうかと思えます。

この条例ではちょっとそういう条例の出し方はしておりませんので、一応お答えとしてはこのような形でさせていただきました。

以上です。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第87号の質疑を終わります。

次に、議案第88号 嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第88号の質疑を終わります。

次に、議案第89号 嬉野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第89号の質疑を終わります。

次に、議案第90号 嬉野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第90号の質疑を終わります。

次に、議案第91号 嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第91号の質疑を終わります。

次に、議案第92号 平成19年度嬉野市一般会計補正予算（第3号）について質疑を行います。

まず、議案書第1ページから9ページまでについて質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで9ページまでの質疑を終わります。

次に、議案書10ページから22ページまで、事項別明細書歳入予算全部について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで歳入10ページから22ページまでの質疑を終わります。

次に、歳出、事項別明細書23ページから29ページまで、第1款. 議会費及び第2款. 総務費について質疑を行います。質疑ありませんか。田中議員。（「23ページからですよ」と呼ぶ者あり）そうです。

#### ○7番（田中政司君）

簡単にお聞きをいたします。24ページの総務費、2目. 文書広報費ですけど、市の例規集更新で5,000千円の補正額、委託料ついているわけですが、当初8,500千円あったわけですね。今回また5,000千円ということで、こころ辺の理由を教えてくださいと思いますけど。

○議長（山口 要君）

総務課長。

○総務課長（本庁）（片山義郎君）

文書広報費、例規集の補正予算でございますが、これは単純に例規、規則、告示等の一部改正、制定が当初予定よりも多くなったものでございます。それに伴う費用でございます。

○議長（山口 要君）

いいですか。（「単純に多くなった」と呼ぶ者あり）ほかに質疑ありませんか。平野議員。

○19番（平野昭義君）

25ページ、目の賦課徴収費ですね。その中の過誤納金還付金ですね。これについてちょっと質問しますが、まず、先ほど条例にもありましたけれども、今回、肥前陶土組合にそれなりの誤ったお金がまた支払われるということでありまして、このことについて私もよく税法は知りませんが、受け取る側は肥前陶土組合が何十年もわからず納めよったと。片一方は逆に収納にしてしまうとなれば、これを受け取った一時金ですね、これはすんなりいくのか、それとも、いろいろ雑損所得とか、一時所得とか、いろいろな所得が名目にありますけど、このことについて、もし相手に何か不愉快というか、例えば、16,000千円取りましたけど、税法によってはこれは3分の1か、半分ぐらいは税金に取られたりというようなことは発生するのか、しないのか。

○議長（山口 要君）

本庁市民税務課長。

○市民税務課長（本庁）（川原英夫君）

この返還金につきましては、16,439千円ですか、この分についてはその事業所といたしましては、何か雑所得等で申告をする必要があるんじゃないかと思えます。

○議長（山口 要君）

平野議員。

○19番（平野昭義君）

申告をするということは、向こうは経理もおられませんけど、もし、申告漏れをした場合は加重加算というんですか、重加算というかね、そういうふうなところまで市役所として誤ったことしておりますから、ある程度個人的にもそれは周知はなされておりますか。

○議長（山口 要君）

本庁市民税務課長。

○市民税務課長（本庁）（川原英夫君）

その分については、法人の決算あたりの中で算出されることではないかと思えます。それで、その額についてはわかりません。

○議長（山口 要君）

平野議員。

○19番（平野昭義君）

私はそういうことじゃなくて、それはただの世の中の常ですけど、数十年も間違っただけで徴税していたから、御迷惑ですけど、今後のことについてはこういうふうな経理になると思いますのでというお話をされに行かれたかということです。

○議長（山口 要君）

暫時休憩します。

午前11時36分 休憩

午前11時36分 再開

○議長（山口 要君）

再開します。

本庁市民税務課長。

○市民税務課長（本庁）（川原英夫君）

このことにつきましては、肥前陶土の事務長あたりともお会いいたしまして、税法上5年ということで、あとは返還金15年ということで一応説明をいたしまして、あと理事会あたりで話をし、あと申し上げたいということでありましたので、30日やったですか、11月30日に事務長とコンタクトをとりまして、それでもういたし方ないということで御了解をいただきました。

○議長（山口 要君）

市民生活部長。

○市民生活部長（中山逸男君）

お答えをいたします。

この還付につきましては、すぐ税務署のほうにも相談をいたしております。法人市民税の確定申告をしてみないと、その税についてはわからないということでもございました。今までの税金につきましても、経費として控除をしてあるということで、4年間は修正申告ができるということになっておりますので、税理士のほうにも相談をしてみてくださいというようなことは肥前陶土組合のほうにもお話をしております。税務署のほうにもそこら辺の事情を話しておりますので、組合のほうから相談に見えれば、よろしくお願いをいたしますということは申し上げております。

以上です。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。川原議員。

○8番（川原 等君）

24ページのコミュニティーセンターの楠風館の件なんですけれども、今度提案された楠風

館円柱保護工事、20目のコミュニティーセンター費ですね。その分で楠風館の円柱保護工事ということで2,100千円上がっていますけれども、前回出てきたときには、これはもうちょっと金額が上がっていたと思います。まず、その説明をお願いします。

○議長（山口 要君）

企画課長。

○企画課長（三根清和君）

お答えいたします。

前議会において、この額は2,800千円程度になっていたかと思います。前回については屋根の雨漏りも出ておりましたので、その分もひっくるめて議会に提案をお願いしたところで。今回、いろんな御意見をいただきまして、設計業者、施工業者とも話し合いながら、屋根の分についてはうちのほうでしますということになりましたので、御意見をいただいたことで私もかなり勉強になりまして、今回は円柱の分だけということをお願いをしております。以上です。

○議長（山口 要君）

川原議員。

○8番（川原 等君）

単純に考えれば、一応前回の提案のときには、そしたら、円柱のところと屋根のほうからも雨が漏っていたということですか。そういうことですね。また、前のぶり返し、話のぶり返しになるかもわかりませんが、屋根の分に関しては、その時点で結局、業者責任ですか、そういうことがわかっていたんじゃないかという気がするんですけども、違いませんか。

○議長（山口 要君）

企画課長。

○企画課長（三根清和君）

今回、問題になりましたのが、瑕疵担保請求というものでございました。これが重大な欠陥がある場合、また、発注した側が善良な管理をしているにもかかわらず、そういうふぐあいが生じた場合、ここに重大というのがございまして、屋根の雨漏りにつきましては、ちょうどあれがスレートみたいなのを張ってあるわけです。そこの継ぎ目が開きまして、雨漏りをしたということで、それが瑕疵担保請求できるものかどうかというのが、私もはっきり勉強不足でしておりましたので、その分もひっくるめて予算をお願いしたところでしたけれども、今回の御意見いただきまして、いろんな話をしていく中で、それは通常言う住宅の場合は10年間の通常保証というのがあるわけですが、それに該当するということで屋根のほうは業者のほうでやりますということで、今回は円柱の分だけの保護工事ということで御提案をさせていただいております。

以上です。

○議長（山口 要君）

いいですか。（「続けてよろしいですか、別項目で」と呼ぶ者あり）いや、ちょっと一遍切ります。ほかに質疑ありませんか。副島議員。

○6番（副島孝裕君）

25ページ、賦課徴収費の件ですけれども、過誤納金還付金として20,000千円の計上ありますが、先ほど説明がありました肥前陶土組合には16,439千円と、その残りはどういうことでしょうか。お聞きします。

○議長（山口 要君）

本庁市民税務課長。

○市民税務課長（本庁）（川原英夫君）

残りの分を御説明いたします。

2,300千円が法人で前年決算の2分の1は予定納税ということになっています。それで、ことし何か設備投資を多くされたために還付ということで、その分と、ほかに通常分ということで、修正申告、それから二重課税とかというふうなこと、通常の前払が1,261千円ということで計上しています。

以上です。（「結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。川原議員。

○8番（川原 等君）

先ほどの24ページの企画費になりますけど、今回、地域公共交通会議の委員6名ということで69千円見てあります。この分について、今後どのように流れが推移していくのか、それをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（山口 要君）

企画課長。

○企画課長（三根清和君）

お答えいたします。

今後の推移でございますが、一応今回は2回分の予算をお願いしておりますけど、年明けまして、3月の2回程度を予定しております。1回は、この前、開催をいたしましたけど、それは現予算内で行っております。大体、二月か三月に一遍ぐらいはやっていきたいということでしておりますけれども、やはり今現状をどのように確認するかというところっております。1回目でいろんな御意見ありましたけれども、意見が出てくるのが、今、公共交通が通っていないところへの手だてをどうするかというところが前回の会議の中で出ておりました。バスを今走らせておるわけですけど、幹線しか走っていないということで、その他

の地域の市民の足を守るにはどうすればいいかという、その辺が今後の議論になってくるんじゃないかというふうに思います。

以上です。

○議長（山口 要君）

川原議員。

○8番（川原 等君）

目標というんですかね、一応その会議、1つだけお聞きしたいのは、例えば、平成20年度、来年度いっぱいまで次の目標に行かれるようにされるのかどうか、それだけはお尋ねします。

○議長（山口 要君）

企画課長。

○企画課長（三根清和君）

お答えします。

一応1年で結論まで出していきたいというふうに考えております。来年の9月いっぱいまではこの会議が続きますので、それまでには結論を出していきたいというふうに考えております。

○議長（山口 要君）

いいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで第2款、総務費までの質疑を終わります。

次に、歳出30ページから38ページまで、第3款、民生費、第4款、衛生費、第5款、農林水産業費及び第6款、商工費について質疑を行います。質疑ありませんか。野副議員。

○14番（野副道夫君）

38ページなんですが、19節の商工会館の改修費の補助金が3,500千円計上されております。この算出基礎についてお知らせいただきたいと思えます。

○議長（山口 要君）

支所商工観光課長。

○商工観光課長（支所）（一ノ瀬 真君）

お答えします。

嬉野町商工会がアスベストの除去に関しまして行います工事、予定しております工事の設計額、設計事務所が行いました設計額が3,913千円となっております。そのうち90%を算出いたしまして3,500千円ということで今回はお願いいたしております。

以上です。

○議長（山口 要君）

野副議員。

**○14番（野副道夫君）**

アスベストの除去の分については、ほとんど100%補助ということになるわけでしょうけれども、アスベストの除去については昭和60年代に国の補助によってアスベストを除去する事業があったわけですね。そのときにはもう商工会はあったわけですし、そのときの国の制度によってのアスベストの除去には乗らんで、何で今乗ってきたのかということが疑問に思うんですが、そのことはどういうことですかね。

**○議長（山口 要君）**

支所商工観光課長。

**○商工観光課長（支所）（一ノ瀬 真君）**

お答えいたします。

昭和60年ごろにそういう対策があったということですが、実は当時の状況につきましては、ちょっと自分といたしましても詳しく調査ができておりませんでした。ただ、当時の関係者のお話を聞くことができましたが、そのときに現実に除去されているところがありまして、それを見てみますと、把握した範囲では、佐賀県が所有する施設、いわゆる県立何々とかいう、学校とか、福祉関係、それから研修所、そういうものにつきまして当時調査が行われたということでございまして、その除去工事が施行されているというふうに聞いております。

以上です。

**○議長（山口 要君）**

野副議員。

**○14番（野副道夫君）**

3回目ですので、最後になりますが、こういった建物に対するアスベストの使用というのは、まだ嬉野市内でもあちこち出てくると思うんですね。ここで結局、満額の90%といえども、恐らく満額でしょうから、満額のアスベスト除去に対する補助金が計上されて、交付をされるということになれば、こういった類似の施設においてアスベストが出てきた場合には、今後、すべて市が補助をするということで確認をしておいていいわけですかね。

**○議長（山口 要君）**

支所商工観光課長。

**○商工観光課長（支所）（一ノ瀬 真君）**

今回のアスベストの除去の補助に関しましては、商工会という中小零細業者の指導育成を図る場所、その任意母体であります事務局が会議等もできないような状況にあるということで、本来の目的を果たしたいというふうなことでございまして、補助をお願いするものでございます。その他の公共施設につきましては、既に二、三年前に調査が終わっていると伺っております。それにつきましては、アスベストは存在しないというふうな報告が出ているよ

うでございます。ただ、民間のことにつきましては、ちょっと私、商工担当としまして、するか、しないかというのは、お答えしにくいわけですが、基本的には今回補助をお願いしている以外には、今のところ考えを持っておりません。

○議長（山口 要君）

副島議員。

○14番（野副道夫君）

中小零細企業の方の支援をする施設であるということは理解できるわけですね。こういった類似のと私が言ったのは、いろいろな組合の事務所であったり、その他もろもろのやつがあるわけなんです。商工会を完全に民間だと理解をするのか、それとも、あくまでも商工会は公共だという理解をするのかによって違うと思うんですが、そういった意味で、例えば組合立の事務所、あるいは作業所について、こういったアスベストがあれば、今後補助をするということで考えていいのかということですので、完全に民間の施設でもという意味ではありませんので。

市長にお尋ねしましょうかね、今の問題。今後、そういった類似の建物に対するアスベストの除去、今回は、特にアスベストという限定をされた補助をされておるわけですから、そういった組合とか、その他を設立されて建てられた事務所、あるいは作業所に対するアスベストの除去工事についてはすべて今後行政の補助金があるんだということを確認しておいていいのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

当然、公金を使わせていただくわけでございますので、これはもう議会の皆さん方も御了解いただくと思うんですけれども、公的な資金というものを投入できる範囲というのは決めておるわけございまして、そういう点で今回商工会の会館につきましても、やっぱり公的な内容が濃いということで判断をしておるわけでございます。そういうことございまして、民間の施設につきましては、今、特に補助をしていくということについては考えておりません。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

3,500千円、理解をするわけですが、この3,500千円、その積算根拠も大体わかるんですが、この手の補助ですか、これについては補助交付金要綱にも何も載っていないわけで

すよね。見てみますと、商工会に対する補助対象事業とか、補助対象経費ですか、こういうものについてはざっと明記をされております。野副議員も言われましたけれども、今回についてはアスベストの部分だけだと。アスベストの部分だけの除去に対する補助金とするならば、どこを基準にこういう補助額を決められたのかですね。例えば、以前の国、県の補助基準を参考にされたのか、そこら辺についてもお答えをいただきたいと思います。

それともう1つ、この種の団体、こういう不景気になりますと、また出てくる可能性もあるわけですよね。本市も財政状況、本当に厳しい中で、その時々で判断していいのかなど。例えば、補助金交付要綱の中にこういう種のいわゆる陳情とか、要望に対して、ある程度の基準を定めておく必要もないのかなというふうに思いますけれども、そこら辺、市長でも課長でもいいですけど、お答えをいただきたいと思います。

**○議長（山口 要君）**

支所商工観光課長。

**○商工観光課長（支所）（一ノ瀬 真君）**

お答え申し上げます。

6月議会、それから、9月議会含めまして、委員会、委員長あたりからも答申をいただきましたけれども、それを受けて、意図されるところというのは国の基準があるというふうなことで、一応調査をさせていただきました。その中で非常に厳しい数字といえますか、3分の1しか対象になりません、あるいはそのうちの半分しか国は出しませんという、いわゆる6分の1でございまして、それでいきますと、500千円ぐらいの、五十数万円ぐらいしかなくて、しかも、年度内に完了するには非常に無理があるというふうな状況がございまして、確かに本来ならば、国の基準でいくべきではないかという、相当調査いたしましたけれども、結果的に断念をしたということでございます。

ただ、今回の場合、いろんな要素がこの3,500千円の中には背景がございまして、どうしても3月いっぱい確実にアスベストの除去をしなければならないという問題がございまして、こういう事態のときにこそ、行政が本当に積極的に関与をして後押しをすべきではないだろうかというふうな最終的に判断をいたしましたわけでございますので、特別な今回の状況だというふうに私は感じて、今議会に予算をお願いしております。

それともう1点、今後出てくる可能性につきましては、ちょっと民間施設を含めて、ないとは言えない。それは私のほうではちょっと今把握しておりませんがですね。絶対ないかという、それはない、出てくる可能性はなきにしもあらずと考えております。

**○議長（山口 要君）**

暫時休憩します。

午前11時59分 休憩

午前11時59分 再開

○議長（山口 要君）

再開します。

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

というのは、なぜこういう質問をするかといいますと、今回のこの補助については、産業建設委員会で議論をなされて、そして、当初の団体の要望よりも少ない額に決定したと思うんです。いわゆる理由がアスベスト除去の分に限って補助をすべきだという委員会の意見を踏まえて決定を執行部はされたと思うんです。これでいいのかなという私は思うわけですよ。委員会の考え方がかなり優先をするような今回の処理の仕方なんです。ほかの団体が来たときに、極端な言い方をすれば、委員会の人がこの団体好かんと言ったら、国の基準とか、県の基準を使いなさいという、そういう意見も出ることもあり得るわけですね。それを採用して、それは執行部が委員会の意見を尊重して予算をつけられたら、これも不公平だと、このように思うわけで、こういう質問をいたしておるわけですよ。そこら辺について市長はいかがお考えですか。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

今回の施設につきましては、特にアスベストという特殊な状況がございましたので、緊急につけさせていただいたということでございます。それで、全体的な補助の問題につきましては、それは私どもの補助の要綱等もございまして、適切に判断をさせていただきたいと思っております。今回につきましては、とにかくどこでも非常に困っておられますけれども、まず、理由はどうであれ、アスベストにつきましては除去をしないといけないということでございまして、この単一の工事ということが一番適切であったかもわかりませんが、施設全体の改修工事も考えておられるということでございましたので、私どもとしてはアスベストについては支援をいたしましよと、補助をいたしましよということで決定をしたところでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

この程度団体の方の補助金の陳情、補助金が欲しいという陳情とかあり得るわけですが、今後もですね。そこでこういう質問をいたしておるわけですが。市長に確認ですけれども、私はある程度いわゆる嬉野のいろんな協同組合とか、いろんな地域振興のために努力しておられ

る団体についても、例えば、施設改修等もあり得るわけ、今後ですね。とするならば、ある程度基準を交付要綱の中で明確にしとったほうがいいんじゃないかなと。今回は改修についてはアスベスト分だけですと。ほかのところは来たときは、アスベストがかかわって、アスベストでその施設はないから補助はしませんよとか、こういう極論に達してくるような気がするもので、お尋ねをいたしておるところでございます。

じゃ、確認ですけれども、今後、この種の団体の方の施設改修も含めていろんな問題が出たとき、アスベストがかかわっていないと補助をしないということで確認しとっていいですか。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答えを申し上げます。

今回のことにつきましては、そういう意味ですべてを対象としなかったということではございません。これは先方の要望等もございまして、自助努力もするから、アスベストのことにつきましては私どもとしては支援をしていいんじゃないかなというふうに判断をしたわけでございます。その点でまたさまざまな御要望等も出てくると思います。ほかの団体からですね。その際には、私どもで成案をいたしまして、また、議会のほうに御相談を申し上げていくという形が正常ではないかなと思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。田口議員。

○17番（田口好秋君）

今の質問に関連です。

先ほど今回は特別だと言われました。それは私も十分承知をしております。ただ、この件について嬉野町時代に以前申請があつとったようにも聞いております。そのところを確認したいと思います。商工会からですよ、補助金の申請があつたと聞いておりますが、それはいかがでしょうか。

○議長（山口 要君）

暫時休憩します。

午後0時5分 休憩

午後0時6分 再開

○議長（山口 要君）

再開します。

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

今ちょっと打ち合わせもしましたけれども、アスベストに関しては出ていなかったというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

田口議員。

○17番（田口好秋君）

いわゆる会館の改修のためのお願いということで、そういうことでお尋ねします。アスベストも含むわけでしょう。

○議長（山口 要君）

支所商工観光課長。

○商工観光課長（支所）（一ノ瀬 真君）

お答えします。

はっきりは把握しておりませんが、改修に対して、たしかそういうお話があったように思いますが。中身がどうのよりも、改修に関してたしかそういう話があったというふうに思っております。

○議長（山口 要君）

田口議員。

○17番（田口好秋君）

そういうことであれば、今回、やむを得ないという、私はそこら辺は理解しますね。しかし、そのときに全くゼロだったというのが私も、議会に対してのそういった働きかけもあっていないようですが、やはりここまでほっておいたというのは、かなり費用的に多額に逆になってきていると思うわけですね。3,500千円ですが、総体的にはもっともっと物すごくかかるわけですね。それを今までほったらかしてきたというのは、やはりその当時ももう少しそれに対応をしておればですね。しかし、私が言っているのは、その裏を返せば、先ほどから質問があっているように、ほかの団体からそういった要望、陳情があったときに、どうするかということです。そのことも含めて御答弁願いたいと思います。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答えいたします。

ちょっとその当時のことをよく覚えておりませんので、その改修について話があっているとすれば、商工会館の建物全体の改修についてということだったと思いますけれども、今回

の場合がアスベストの除去という大きな課題が緊急にやらなくてはならないということで、再度お願いがあったわけでございますので、そういうように判断をしたわけでございます。議員おっしゃるように、ほかの団体からいろんなことが出てくると思いますので、先ほどお答えしましたように、その都度、やはり慎重に検討をさせていただいて、また、私どもとしても予算の範囲もあるわけでございますので、そこらについては議会に御相談しながら対処をしていきたいと思っております。

以上でございます。（「4回目ですけど」と呼ぶ者あり）

○議長（山口 要君）

はい、どうぞ。

○17番（田口好秋君）

アスベストとは、この前の我々が見た資料には、当初の陳情書には、要望書には書いてなかったと思います、アスベストと。限定してなかったでしょう。ですね。改修工事としてあったと思いますよ。アスベストのどうのこうのという内訳は全くなかったわけですね。産業建設常任委員会に付託された分については、アスベストという記述はなかったと思います。（398ページで訂正）

そういうことで、やはり公共的な団体というのが、そういったことをされたときには、全く取り上げないじゃなくて、今回、特別でアスベストは認めるということでございますが、そのところは以前はゼロ回答だったと聞いておるわけですから、そういったことも含めて今後はやはり厳しい財政事情の中でも、もう少しそこら辺は検討をしていただきたいと思います。お願いして、質問を終わります。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。田中議員。

○7番（田中政司君）

同じ38ページの観光施設費の土地の使用料及び賃借料295千円なんですけど、ここの場所、それとこの利用の期限、それとその面積、それと利用方法についてお聞かせ願います。

○議長（山口 要君）

支所商工観光課長。

○商工観光課長（支所）（一ノ瀬 真君）

お答え申し上げます。

場所につきましては、前回火災が発生しました嬉野町の中央タクシーの反対側の交差点でございます。期限につきましては、まだ契約の相手方と最終的には詰めはしておりませんが、今後お願いしたいのは、相手方の利用の状況を見て、当面、要望としては3年ぐらいの契約でお願いできないだろうかというふうに考えております。

それと、面積でございますが、2名の方がおられまして合計が301.7平方メートルでござ

います。約91坪となっております。

それから、利用の方法ですけれども、基本的には商店街を中心としたイベント、祭り等が年に十数回開催をされておりますので、そういうものに対して現在民間の旅館の駐車場とか、空き地をお願いして開催をしているものですから、そういうようなものに利用ができないだろうかというふうなことで考えております。

以上です。

○議長（山口 要君）

田中議員。

○7番（田中政司君）

3年ぐらいということなんですが、元十字堂やったですかね、あそこの跡地だと思うんですけど、非常に嬉野の商店街でいえば一等地ですよ。せっかくそこが借りられるのだったら、もう少し利用方法ですね。年間10回ぐらいしか使わないというのは非常にもったいないんじゃないか。例えば、駐車場とか、そういうふうな形にまず考えられないのかということ、買おうという気はないのかですね。あの一等地を市が、もう借りるんじゃなくて、売買、要するに買う、そして、そういう何か利用方法を考えられないか、この2点お願いします。

○議長（山口 要君）

支所商工観光課長。

○商工観光課長（支所）（一ノ瀬 真君）

お答えします。

確かに一番いい場所で、利用価値としては相当あると思います。できれば駐車場にはどうかという話なんですけれども、今のところ駐車場について全面的にそこを利用するというふうには考えておりません。といいますのは、完全に駐車場だというふうにした場合に、そこに対しての管理関係、それから損害関係が非常に難しい条件になってくるということで、基本的にはそういうイベント等に使うけれども、あとの利用につきましては、確かもったいないとか、荒れるとかいう話もあると思いますので、それは今後、駐車場に限定せずに、ほかにもいろんな方法があると思いますので、それは地域の方とも協議をしていきたいというふうに思います。

それと、2点目の買収についてはどうかということでございますが、今のところ所有者の方の用途が決まっていないという状況でありますので、将来、利用されるということもあると思いますので、そこまでは踏み切れないということで、当面3年程度でお願いできないだろうかということ考えております。

以上です。

○議長（山口 要君）

田中議員。

○7番（田中政司君）

利用者の方の使い道が今決まっていないということですよね。それで、とりあえずそういうことで3年ぐらいは借りてということなんですが、もし、あそこの場所に、さっき課長のほうもおっしゃいましたけど、いわゆる嬉野の一等地ですよね。そこに嬉野の町並みというか、今からそういうまちづくりを進めていく中で、規制も何もないわけですよね、あそこの場所というのは。ですね。どういう店が出ようが、何がしようが、そういうのを規制するということはできないわけですね、今の段階では。そこら辺があると思うんですよ。あの一等地にどういう使い道をなさるかがわからないという段階で、とりあえずあそこばそいけん借りとかいという気持ちぐらいだと思うんですよ。それぐらいの考えで借りたけんで、意味はないと思います。

今のうちにあそこを使って、どういうふうなまちづくりをするかぐらいはやはり考えられて借りてほしいと思います。そういう案があれば、当然、地主の方も、ああそういう意向だったらというふうな考えになるんじゃないかなと思うんですよ。

だから、もう少し借りるんだったら借りるように、利用道、使い道、買うんだったら買って、どういうふうにしたいからお願いします、あるいはひょっとしたら向こうが買ってくださと言われるかもわからないわけでしょう。今のところ使い道を考えていらっしゃらないということは。だから、そこら辺のぜひあそこの使い道をもう少し建設的に考えていただきたいと思うんですけど、市長、その点最後をお願いします。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

貴重な土地でございますので、ぜひ私どもとしては使用させていただきたいということで交渉を重ねてきたところございまして、今、担当課長が申しあげましたように、嬉野のイメージがつかれるようなイベント広場等で、通常も使っていていいわけでございますけれども、1つの施設として使っていきたいということでございます。

それで、担当を通じまして先方とも交渉をずっとさせていただいたわけでございますが、先方におかれましては今のところ売却については考えておられないということでございましたので、借地ということをお願いをして、御了解をいただいたということでございます。土地をお持ちの方も一等地でございますので、非常に愛着を持っておられまして、それで、そのまま私どもがすぐ購入させていただくということにつきましては、まだ現在、所有をしていきたいということを強く示されましたので、それでは、せめて借用をお願いできないかということで御了解いただいているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。秋月議員。

○4番（秋月留美子君）

そのことに関してですけれども……

○議長（山口 要君）

関連ですね。

○4番（秋月留美子君）

関連ですね。駐車場として考えていらっしゃるんですかね。まだそこまではっきり考えていらっしゃるということですかね。

それと、市の保有地ありますよね。嬉野館さんのちょっと上のほうの三角地、そこと紅屋新館さんのところの友朋会さんが買っているところの土地を代替するというふうなお話も聞いているんですけれども、そこを駐車場に何かされるんじゃないかという話も聞いています。

それとあと、今イベントのときにバス停、バスセンターですかね、JRの、西肥バスセンターのところの380坪ぐらいの土地もですね。イベントのときにはちょっと借りていたりされていることあるみたいですが、あちらの持ち主の方もできたら買ってほしいというふうな話も出ているんですけれども、そのことに関してはどういうふうにお考えでしょうか。お尋ねいたします、市長。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

先ほど申し上げましたように、所有者の意向等もございまして、今回、借用でお願いするわけございまして、それで、担当課長申し上げましたように、駐車場にして車をとめっぱなしということではイメージ的にもよくないというふうに考えておりますので、イベント広場とか、集っていただくような広場として使っていきたいというふうに思っておるところでございまして。

また、その他の物件等につきましては、今いろんなこととお話をさせていただいておりますので、まだほかの案件につきましては、先方との御了解もいただいていないという状況でございまして、今、特にお話しすることはできないんじゃないかなと思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

秋月議員。

○4番（秋月留美子君）

バスセンターそばのほうの土地のほうを年間借りるのは大変でしょうけれども、そういう時期に借りるといふうな話を持っていかれることは可能でしょうか、お尋ねいたします。

向こうが受けられるかどうかわかりませんが、そういう話し合いのあれもあってもいいかなと思うんですけども、お尋ねいたします。

○議長（山口 要君）

支所商工観光課長。

○商工観光課長（支所）（一ノ瀬 真君）

お答えいたします。

今の御発言の場所につきましては、元のパチンコ屋さんの跡地のことですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）あれは今不動産屋さんが多分所有しておられると思いますけれども、あれにつきましては、先ほど御発言のように、一時的にイベント等に借りられないかということで、実はことしの秋祭りですね、全面的に無償でお貸しをいただいた経緯がございます。ただ、それにつきましては、今後、まだあのままの状態が残っておりましたら、一時的にはお借りすることはできると思います。

以上です。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。園田議員。

○5番（園田浩之君）

確認ということですけども、先ほどの元十字堂跡の土地ですけど、現在は借りるようにしていると。それと並行して購入の意思があり、公に地主に申し入れをされたというふうに解釈、理解してよろしいのでしょうか。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

公に申し入れをしたというのがどの程度かわかりませんが、交渉をさせていただく範囲で、まだしばらくは自分のものとして持っておきたいからという意向がありましたので、それではお貸ししていただけないだろうかということでお話をしたことでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで第6款、商工費までの質疑を終わります。

議案質疑の途中ですが、ここで1時30分まで休憩をいたします。

午後0時23分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（山口 要君）

それでは、休憩前に引き続き議案質疑を行います。

なお、議案質疑に入ります前に、先ほどの秋月議員の質問の中で、税務課長より答弁の訂正の申し出がっておりますので、許可いたします。支所市民税務課長。

○市民税務課長（支所）（徳永賢治君）

議長の許可が出ましたので、訂正をさせていただきたいと思います。

先ほど前納報奨金関係の御質問の中で、秋月議員のほうから、今、導入している年度についてお尋ねがあったところですが、塩田地区が17、嬉野地区が18ということでお答えをいたしました。塩田地区平成16年度、嬉野地区平成17年度ということでは訂正をさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（山口 要君）

それでは、議案質疑を続けます。

歳出、39ページから47ページまで、第7款、土木費、第8款、消防費及び第9款、教育費についての質疑を行います。質疑ありませんか。西村議員。

○18番（西村信夫君）

45ページの教育費の学校建設費の耐震補強工事設計業務6,000千円計上されておりますけど、この計画に当たっての設計業務だと思いますけれども、具体的示していただければと思います。

○議長（山口 要君）

教育次長。

○教育次長（桑原秋則君）

45ページ、13節の委託料の6,000千円ですけれども、これは塩田中学校の耐震補強工事等の設計業務ということをお願いをいたしております。

内訳といたしましては、今回6,000千円をお願いしておりますけれども、平成20年度早期に補強の分と、それから一部、校舎の傷んだところのリフォーム関係が出てきますので、その分の設計業務をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

西村議員。

○18番（西村信夫君）

今、子供たちが大変不自由を来して、現在、クラブ活動にも支障を来して、サッカー、野

球が練習が思うようにできないという状況の中で、この設計業務に当たった6,000千円の計上に当たっては早く進めるべきだと私は思いますけれども、この補強工事については、普通教室をまず補強工事をして、そして、どのような段階の方向で進められていくのか、計画性まで示していただければと思います。

○議長（山口 要君）

教育次長。

○教育次長（桑原秋則君）

施工の計画ということでございますけれども、具体的には今回、業者の方に業務委託をしまして、当然、あと20年度に工事の発注ということになりますけれども、業者が決まってから具体的な工程等についてはお示しをしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

いいですか。ほかに質疑ありませんか。山口議員。

○13番（山口榮一君）

44ページ。学校管理費の中で需用費の修繕料として900千円上がっておりますけど、これについての説明をお願いしたいと思います。

○議長（山口 要君）

教育次長。

○教育次長（桑原秋則君）

お答えします。

学校管理費の需用費で900千円修繕料をお願いしておりますけれども、これは嬉小の件でございまして、現在、屋根づまのパラペット部分の補修工事と、そしてまた、校舎の1棟、2棟目の廊下の部分に両サイドにバルコニーがございますけれども、西側の部分のバルコニー部分の雨漏り防止とその分の補修ということで、今回900千円お願いいたしております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

山口議員。

○13番（山口榮一君）

実はこの件については、クラックが入っているということで私たちも太田議員と見て、もう四、五年になりますか。ただ、これはもっと早くすべきじゃなかったかなと。もうある程度雨水がしみ込んでしまってから、こういうふうなことをしてもちょっとどうかなと思うわけですよ。そいぎ、こういうふうな補修関係はやっぱりその辺を早目にしてもらわないと、あれ鉄骨がもし腐食でもしていたら大変なことでございますので、その辺こういうふうな今から工事については早目の処理をしていただくようにお願いしたいと思います。

○議長（山口 要君）

教育次長。

○教育次長（桑原秋則君）

おっしゃるとおり、各学校の施設管理については、私たち委員も現場を見ながら、そしてまた、小さな補修等については即座にしていかなきゃならないと思いますけれども、大きな工事については中期財政計画等に繰り入れながら計画性を持ってやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

44ページなんですけれども、小学校費ですが、1点目は1目と2目かかわるんですが、体育大会の景品、これを104千円マイナスにして、そして、教科備品を104千円ということで組み替えをなされているわけなんですけれども、これについてまずお伺いしたいのは、体育大会の景品、賞品です。これについては全市的に見て各学校どのような状況になっているのか、そこら辺についてお伺いをいたします。

それともう1つは、1目の15節の分で、工事請負費の轟小学校の仕切り工事ですけれども、これ2,300千円計上なされておるわけですが、昨年3月開設して、そして当初は6名であったと、これが3倍も増になっていますけれども、18人ですか、現在。その児童が増加した要因について御説明をいただきたいと思っております。

○議長（山口 要君）

教育次長。

○教育次長（桑原秋則君）

まず初めに、報償費の104千円の減額をいたしまして備品購入のほうに組み替えいたしておりますけれども、従来、体育大会の嬉野地区につきましては、合併前から生徒に対する参加賞ですかね、ノート代程度ということでございますけれども、これを配布していなかったということです。塩田町においては、従来から体育大会が終わった後、各生徒たちにノート代というようなことでノート1冊分ぐらいの程度で参加賞というようなことで配布をいたしております。そういうことで、今回、嬉野小学校で配布をしようということで計上をされましたけれども、どうしても備品購入費の教科備品、これは図書購入費でございますけれども、学校のほうで朝読書をやっておられまして、取り組んでいますけれども、生徒数に対しまして図書数が不足をしているということで、今回、図書の充実ということで組み替えをいたしております。

それからもう1件は、通級教室等の間仕切り工事ということで、これは轟小学校ですけれ

ども、おっしゃるように、当初は6名でスタートをいたしまして、現在の廊下等の中で相談室が設けてありますけれども、そこらを利用しながら指導をしてきたわけですが、今回、18名ということで、どうしても手狭な状態になったということで、教室の確保というようなことで今回お願いをいたしておりますけれども、通級教室はほかの学校のほうからも入ってきますので、そういう関係でどうしても手狭になったということで今回補正をお願いしております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

お答えを申し上げたいと思います。

当初は少なかったわけでございますけれども、やはり通級の、特にLD関係は開設をする段階で他校からも入ってくるという基本方針を打ち出しているわけです。したがって、昨年度は県内4校であったわけですが、開設をしております。したがって、途中でこの教室に通ってくるということでございまして、例えば、昨年度ふえてきているのは大草野小学校2名、武雄東川登小学校1名、武内小学校1名ということで来ております。轟小学校の中でもこれまでは手当てができない子供たちを事前に専門家が来て発掘をして、手当てをしていくというふうな、そういった部分の積み重ねがあって18名というふうに伸びてきております。

以上です。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

体育大会の賞品の件でまず1つ、ほかの小学校はどうなのかというのをお聞きしたんですが、答弁なかったわけですが、そこら辺についてはいかがなのかですね。

それと、今後の対応として、LD、ADHD、この分についてはやっぱり現行のまま轟学校1つでやっていくのか、それとも、拡充するという方向性も考えておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（山口 要君）

教育次長。

○教育次長（桑原秋則君）

体育大会の参加料程度の商品代ということでございますけれども、これについてはできるだけ市内の学校、統一をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

今後のLD関係の通級の増ということですが、一応教育委員会といたしましては、もう1学級ふやしたいというふうに思っております。と申しますのは、今、文科省が財務省あたりに第8次の教員改造計画あたりをプランニングを出しております。国としてですね。その中で特別支援学校あたりも教職員を配置するという要綱がございますので、しかも、現状は18名いて、いわゆる指導者1人の中に、学校でいきますと、29時間の時間を設定しているわけです。そうすると、週当たり指導していくというのは1時間程度しかできないわけですね。したがって、そういう中で非常に子供たちにかかわればかかわるほど成果が出るわけがございますので、もう1学級を年度末の人事配置のほうで県に要望をしていきたいということで、2教室を目指しております。そういう形で対応していくというふうに考えております。以上です。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

体育大会の賞品については、同じ全市の中で、もらうとか、もらわないという、そういう不公平感もあるかと思っておりますので、ぜひ来年度については統一をしていただきたいということとを求めて答弁要りません。終わります。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで第9款、教育費までの質疑を終わります。

次に、歳出、48ページから51ページまで、第11款、公債費、給与費明細書補正及び地方債の調書補正の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第92号の質疑を終わります。

次に、議案第93号 平成19年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）全部について質疑を行います。質疑ありませんか。野副議員。

○14番（野副道夫君）

1点だけお尋ねをします。

53ページです。53ページの中で繰入金が大幅に減額をされておるわけですが、このこと自体は非常に喜ばしいことだというふうに思いますが、この繰入金を減額するに当たって、いろいろな施策を講じられた関係、このようになったのか、それとも医療費が自然的に

少なかったがゆえに減額していいということになったのか、そこら辺についてお尋ねをします。

○議長（山口 要君）

市民生活部長。

○市民生活部長（中山逸男君）

繰入金のことについてお答えをいたします。

この繰入金につきましては、一般会計の繰入金と基金繰入金があるわけでございますけれども、この中で60ページに一般会計繰入金の明細というのですかね、ございます。この中で、一般会計の繰入金については6,069千円の減額をお願いしているところでございます。この中身につきましては保険基盤安定ですね。これは保険者への支援分と保険税の軽減分がございまして、そして、職員給与費等の繰入金950千円は今回の給与の改正に伴う分でございます。

それから、財政安定化支援事業繰入金ということで、これは保険者の責任というわけではございませんけれども、低所得者が多いとか、あるいはベッド数、病床数が多いということで、医療費が高くなったことに着目をいたしまして、一般会計から繰り入れをお願いするものです。このことについては、地方交付税の措置が講じられております。

あとは乳幼児医療費が今、現物給付になって、かかりやすくなっているわけですが、そういうことで国庫負担金とか、補助金が減額された分の補てんということで一般会計から負担を受けるものでございます。

あと6節の事業運営安定化基準超過費用額共同負担金繰入金につきましては、これは昨年度もございましたけれども、塩田町に係る分で医療費が塩田町については高かったということで、旧塩田町が指定を受けたことについて、17年度分について2年後に国、県、市町が3分の1ずつ負担する制度に基づいての補正増でございます。

あと基金繰入金ですが、ここら辺は療養給付費等交付金が99,695千円、現年度の実績に基づいて交付金があったというふうな、歳入歳出それぞれ調整をいたしまして、57,227千円を基金へ繰り入れるというふうな結果になって、今回補正をお願いしたものでございます。

以上です。

○議長（山口 要君）

野副議員。

○14番（野副道夫君）

そうすると、いろいろ国保関係上、いろいろな施策をとったために基金から繰り入れて、あるいは一般会計から繰り入れたのを戻して、いい現象が起きたということではないわけですね。ですね。

○議長（山口 要君）

市民生活部長。

**○市民生活部長（中山逸男君）**

先ほど申しあげました療養給付費等交付金ということで、明細は58ページにございますけれども、これは一般の被保険者から退職者医療に振りかえたというふうなことで99,695千円振りかえたことによりまして、この分が支払い基金のほうから交付があったということでございます。いろいろ医療費の抑制というですかね、普通の保健事業は行っておりますけれども、保健事業の内容については従前と変わりございません。

以上です。

**○議長（山口 要君）**

野副議員。

**○14番（野副道夫君）**

もし、そういった何かの施策を施されたために減額していいというような現象が起きておったとするなら、お褒めの言葉を上げたいなというふうに思っておったんですよ。しかし、ただ自然に医療費の減少に基づくこういうのだっていうことであれば、ただごく当たり前のことであるというふうに思うわけですね。だから、今後は私たちお願いをしたいのは、何か施策を講じて、そして、その中でいろいろ一般会計からの繰出金が減額されるような施策をとっていただきたいということをお願いしておきます。

以上です。

**○議長（山口 要君）**

市民生活部長。

**○市民生活部長（中山逸男君）**

今後の施策につきましては、せんだっての一般質問の中でもお答えをいたしましたように、平成20年度から特定健診、あるいは保健指導が始まります。当然、そういうふうな特定健診を行って、また、特定保健指導を行って、いろいろペナルティーもございますので、当然、医療費の抑制、健診率等を上げまして、そういうふうな施策を講じていかなければなりませんので、若干、今後医療費を抑えるような形になればと思っております。

**○議長（山口 要君）**

山田議員。

**○20番（山田伊佐男君）**

64ページですね。健診データ分析ソフトということで945千円の計上がなされております。聞くとところによりますと、メタボリックや生活習慣病等の対象者を選定して、そして、保健指導を行っていくというようなことで、教材等も選定できるというような形になっておるわけですが、そこまではわかるんですが、このソフト入れて、その後どのような指導が行われていくということにつながるのか、そこら辺について御説明をいただきたいと思っております。

○議長（山口 要君）

本庁保健環境課長。

○保健環境課長（本庁）（山口久義君）

お答えいたします。

これは先ほど議員申されたように、いろんな保健指導あたりもできます。特に来年度からは特定健診、特定保健指導というふうなことが始まりますので、そのことを含めて国保のほうと健康増進のほうと連携をしながら、これをまた活用することにより、今後生かしていくという形で利用していきたいと思っております。

以上です。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

わかるんですが、どういう形で、じゃ、具体的に対象者に対応していくのかということをお聞きしておるわけですよ。どこかに1カ所に集まってするのか、それとも個人指導という形でとられるのか、ただ教材を渡して、あなた注意をしてくださいよという、こういう形になるのか、そこら辺をお聞きしたいわけですよ。

ほかの自治体ではもういろんな対策が講じてあると思います。今回、この国の施策の中の一環でしょうけれども、ある自治体では動画発信を市のホームページでやっておるわけですね、メタボリック対策として。5分間はそこの市役所の人が、理学療法士がおられて、そして、その人たちが計画をして、それで、市のホームページで動画発信して、それを見ながら家庭で体操をしていくといういろんな、そういう方向もとられておるわけなんで、この選定をして、そして保健指導を行っていくと、教材も出すということであるんで、その後どうなっていくのかということをお聞きしておるわけですね。そこら辺について、まだ決定していないんですか、国の政策だから、とりあえず取り入れたということの理解でよろしいんですかね。そして、ちなみに課長はウエスト何センチありますか。

○議長（山口 要君）

本庁保健環境課長。

○保健環境課長（本庁）（山口久義君）

お答えをいたします。

これは県の調整交付金という形の中で今回、全市町に紹介がっております。先ほど言いましたように、来年度からまた始まるというようなことで、1つの募るという形でこれを活用したいということで今回、県のほうにもお願いをしておる状況です。

ちょっとその物自体がはっきりしたものがまだ見ていないもんですから、ちょっと具体的なところはちょっと申せない部分がありますけれども、とにかく活用したいという形で今回

県のほうにお願いをしてということですのでしております。

それと、私の（発言する者あり）ちょっと典型的なメタボリックです。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

失礼なことをお聞きしたのは、まず、後段の部分は、メタボを対策する課長あたりは、やっぱりすっきりしなさいという自治体もあるんですよ、はっきり言って。首長もウエストが87であったと。これ新聞に載ってたやないですか。それで、担当課長はメタボをいろいろ指導する人が何で太ったかと言われて、それで一生懸命庁舎内にメタボの人だけ集めて、八十五、六センチ以上の人を集めて、昼休みに体操をして、市民に手本を見せようという、こういう取り組みもあっている自治体もあったんですから、冗談のように聞こえましたが、私は真剣に申し上げました。

これから分析ソフトが導入されると思うんですよね。こういう分析ソフトを取り入れる前に、やっぱり先ほど言ったようなホームページで動画配信をしている先進自治体もあるわけで、私も思ったのは、その教材を選択して、どうなるのか、まだ決定されていませんけれども、1つの施策としてケーブルテレビを使ったそういう対策も必要ではないかなと思って質問をしたところでございまして、それだけで答弁はもう要りません。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第93号の質疑を終わります。

次に、議案第94号 平成19年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算（第2号）全部について質疑を行います。平野議員。

○19番（平野昭義君）

69ページですね。まず、五町田地区が鳥越から全地域で今事業が開始されておりますけど、現在までの中で、ちょっと私が聞いたところでは、終末処理場が二転三転しよったと。それについていよいよもう決定したのかどうかですね。

それから2点目には、美野、上久間、馬場下ですね。なかなか不況で接続がなかなか行かないということを聞いておりますけど、その後の担当課の努力とか、あるいはやられている仕事、どういうふうなことで、進捗率はどうなっているのか。2点ですね。

○議長（山口 要君）

まち整備部長。

○まち整備部長（江口幸一郎君）

お答えをいたします。

処理場用地の件ということでございますけど、これにつきましては、今まで候補地として上げておりました処理場につきまして、どうしても他地区の汚泥を搬入ということで相談をいたしましたけど、なかなか了解を得られなかったということで、今後のいろんな経費等を勘案いたしまして、処理場につきましては今回組み替えをお願いしておりますとおり、別の候補地を新たに選定するというので、今後、選定作業に入りたいと思います。

それから、現在、開設をされております、既に供用開始をしております3地区の接続率につきましては、なかなか議員御指摘のとおり、接続が行き詰まっているということで、現在、3地区平均しますと、おおむね接続可能戸数当たりの接続率は70%程度まで行っておりますので、今後はこの残りをいかに伸ばすかということで、推進協議会等も開きながら、農集便り等を開きながら、なお一層接続促進を図りたいというふうに思っております。

それから、進捗率でございますけど、おかげさまで五町田、谷所地区におきましては、処理場の一部変更はあるものの、予定どおり平成23年度には供用を開始するというので、今の計画には支障ないというふうなことで思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

平野議員。

○19番（平野昭義君）

五町田地区について、今、進行中ですからいいですけど、まず、済まれたところの3地区ですね。その地区について、今70%余りということになっておりますけど、果たして区長会とか、そういうふうな囑託員会とかでは関係ない人もおられますけど、そういうふうな地域だけ集めて会議とか、あるいはいろいろ残った分が大変ですもんね。今までは何とかすすって、恐らく10年近うなっておりますけど、なかなか1人世帯になってしまったとか、それから、全く世帯が変化したところもあるわけですね。そいけん、可能な地区とかいうて、また2段階で統計をとんさっぱってんが、そういうのは非常に難しかと。しかし、一たん決めた以上は負担をせんと、結局、一般税金でそれを補てんしよると思いますから、税の公平からしても、使用料の公正からしてもいかんじゃないかと。ですから、具体的にあなたたちが3地区にどういうふうな行動をなされてきたのか、もう少し詳しくお願いします。

○議長（山口 要君）

まち整備部長。

○まち整備部長（江口幸一郎君）

お答えをいたします。

それぞれの3地区につきましては、今までも推進協議会等を通じながら、加入促進を図っております。美野地区につきましては、可能戸数でほぼ99%程度まで行っております。また、馬場下地区が一番悪うございますけど、馬場下地区につきましては、先ほど開きました推進

協議会の折に、推進員さんのほうから未接続世帯の状況を知りたいからというふうなことで、今後の加入促進にということで推進協議会の折にございましたので、名簿を推進員さんにお配りして、今後、その名簿をもとに推進をしていただくということと、それとまた、その名簿をもとに市のほうと一緒に話し合いをしながら、どうしても接続できない状況にあるのか、あるいは接続できない理由が何なのかというのを一緒に検討して、加入促進を図りたいと思っております。久間地区につきましては、時間的な制約がございましたので、まだ推進協議会が開かれないというふうな状況でございますので、それにつきましても、推進協議会を開催して、そのような措置で加入促進を図りたいというふうに思っております。

以上でございます。

**○議長（山口 要君）**

平野議員。

**○19番（平野昭義君）**

地域の区長さんたちに聞くぎ、余り無理なこと言われんもんねというごたっ、そういうような雰囲気的にあって、私も個人的に申し上げると、言うた人が何か無理を言いよるような環境というか、そいけん、だれも引っ込んでしもうて、あとはもう自然に任すつと、自然に任せておけば恐らく何十年たってするかわからんというふうなことじゃなかかと思うですもんね。ですから、それについては当初計画されたときのことをもう一度よくよく話されて、ただはめろ、はめろじゃなくして、これがどういうふうに影響しているかと。例えば、水環境ですね。非常に魚が戻ってきたとか、メダカが戻ってきたとか、そういうふうなことを含めながら、雑排水でもしてくださいというようなことで進めていかれたと思います。

それから、今、塩田地区で全体で本当は100%であれば、言うことありませんけど、市の持ち出し金として大体どのくらいぐらい、今現在、持ち出し。

**○議長（山口 要君）**

まち整備部長。

**○まち整備部長（江口幸一郎君）**

お答えをいたします。

市の持ち出し金ということでございますけど、一般会計の繰入金ということでお答えをいたしますけど、9月議会補正後で198,698千円でございます。

以上でございます。

**○議長（山口 要君）**

ほかに質疑ありませんか。神近議員。

**○11番（神近勝彦君）**

72ページ、一般会計繰入金の中の元金利子が今回3,129千円の減額という大きな補正をされておるわけですがけれども、この理由をお聞かせいただきたいと思うんですよ。

○議長（山口 要君）

まち整備部長。

○まち整備部長（江口幸一郎君）

お答えをいたします。

元金利子の減額の理由ということでございますけど、これにつきましては、当初予算段階で想定の利率ということで計上をさせていただいておりました。今回、その利率が決定したということで、3,129千円の減額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

いいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第94号の質疑を終わります。

次に、議案第95号 平成19年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算（第1号）全部について質疑を行います。質疑ありませんか。神近議員。

○11番（神近勝彦君）

85ページ。管理費ですね、2目の。浄化センター管理・運営ということで今回、委託料は1,956千円増額になっておりますが、これについての御説明をお願いしたいと思うんですが。

○議長（山口 要君）

まち整備部長。

○まち整備部長（江口幸一郎君）

お答えをいたします。

管理費の増額ということでございますけど、項目から申し上げますと、浄化センターの運転管理費が765千円の増額でございます。それから電気設備、保安設備が61,780円の減額でございます。浄化センター警備が92,780円の減額でございます。脱水汚泥分析業務が346,920円の増額でございます。汚泥収集運搬処分、当初見込みよりふえましたので、998千円の増額でございます。すべてを合わせまして1,955,360円の増額となっております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

まず、運営費が765千円大きくふえたわけですね。あと脱水汚泥費が346千円ですか、収集運搬費が998千円の増額と。このあたりはかなり大きくなっているわけなんですけど、まず、当初見込みからして、汚泥の量というのはやはりそのときの加入者世帯数によってかなり変わってはくるということで、ある程度の理解はするんですよね。そういう中で、まず、運営

費ですかね、一番最初言われたのが。でしたかね。一番最初の分が。運営費でしたかね。運営費が何でこだけこの分がふえたのかと、何でふえたのか、その理由と、最初、当初予算で考えられていた収集運搬の分の量がどれぐらいふえたのかですね。この点をお聞かせ願いたいと思いますし、収集運搬費が増額になったということは、極端に言えば、当初考えられていた加入戸数よりもふえたということで私は認識をしたいわけなんです、そのあたりとの関連がどうなのかですね。

○議長（山口 要君）

まち整備部長。

○まち整備部長（江口幸一郎君）

お答えをいたします。

浄化センターの運転管理費の706,500円なんですけど、これにつきましては、夜間待機ということで、夜間の分を増額したものが主でございまして、そのほかチェンブロックの保守点検等が当初なかったというふうなことでございます。

それから、汚泥の収集運搬業務なんですけど、これにつきましては、当初予算段階で18年の3月10日に供用を開始いたしまして、どの程度の汚泥が出るかということで、当初予算を編成する段階では全く未知数というふうなことでありましたので、一応50.6トンの予算をお願いしておりました。しかし、意外と早く収集運搬業務が発生をいたしまして、大体最終的には倍の110トン程度になるんじゃないかというふうな予想でございまして、今回998千円の補正をお願いするものでございます。

それと、汚泥分析業務につきましては、当初予算段階では、この分析業務というのが計上できていなかったというふうなことで、304,692円は新たに今回補正をお願いするものでございます。

以上でございます。（「まだ残っているよ。当初予算のときの加入者見込みと関連するでしょう」と呼ぶ者あり）

お答えをいたします。

この汚泥の数量がふえたというふうなことにつきましては、接続率の当初見込みより接続が多かったというふうにはうちの課としては分析をしておりません。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

ちょっと意味が私わからないんですよ。50.6トンですよ、当初見込んでいたのがですね。接続を考えて。接続戸数が何とかあるだろうと、極端に言ったら、人間、その世帯の人間もおるわけですよ、独身世帯もおるし、2世帯もおる、4人というふうないろいろば

らばら、その世帯でいけばあると思うんですが、ある程度の加入という一つの目安の中で50.6トンというのを積算するわけでしょうが、当初予算では。ですよ。そうせんと、この50.6トンという数字は出てこないわけなんですから。それが110トン、約2倍になったということは、結局、接続戸数がふえたのか、当初予算よりもですよ。そうでなかったら、接続戸数がふえなくっても、仮に接続された人間が多かったのかということになると思うんですよ。だから、それが今の答弁でいくと、関連していないような言い方をされるわけですね。この50.6トンがなぜ110トンになったのかと。その理由は何もおっしゃっていないわけなんです。だから、当初予算のときに50.6トンになった根拠ですよ。今回110トンになった実績。これがなければ、今回の50.6トンが110トンの理由が成り立たないじゃないですか。私はそれを説明していただきたい、そういうふうに申し上げているわけですよ。

脱水汚泥の分析については、当初予算で計上していなかったっていうのは、それは明らかにおかしいんじゃないでしょうか。これが嬉野市が初めてやっているのはわかるんですが、都市下水についてはですよ。ただし、農排のほうでもやっておられますし、各佐賀県下でも都市下水というのについてはやっておられるわけですよ。オキシデーション方式というのは今、主流でしょう。だから、今回の稼働については何が必要なのかというのは事前にわかっているはずなんです。それが今回の12月議会のときに、こうやって脱水汚泥の分析費用として上がってくる自体がおかしいんじゃないですかね。その点いかがなんでしょうか。

○議長（山口 要君）

まち整備部長。

○まち整備部長（江口幸一郎君）

お答えをいたします。

汚泥の量につきまして、接続率と関係ないような答弁ということでございますけど、先ほど答弁をいたしましたように、初めての汚泥の搬出ということで、当初、今の接続で大体いったら、50トン程度だろうというふうなことで算出をしております。実際、加入につきましては、現在のところ大体の想定範囲内で加入をしていただいております。接続の件数がふえるたびに汚泥がこれだけふえるというふうな想定をしていなかったということで、今の搬出の量からいたしますと、最終的には倍ぐらいになるだろうというふうな予想で今回お願いをしております。

それと、脱水汚泥の分析業務なんですけど、これにつきましては、現在、脱水をいたしまして、長崎県の川棚町にあります原産業というところに搬出をして焼却をしておりますけど、その折に、この分析の証明書が要するというふうなことで、これにつきましては、御指摘のとおり当初予算に組むべきだった項目というふうに解釈をしております。

以上でございます。（「済みません。ちょっと4回目いいですか」と呼ぶ者あり）

○議長（山口 要君）

はい。

**○11番（神近勝彦君）**

そんなら、当初予算のときにアバウトに50.6トンという数字が出てきた根拠が私はわからないわけですよ。終わったことですから、もうどうしようもないんですけどね。ただ、今までの実績でいくと、今年度3月の見込みでいけば約110トンぐらいになるだろうということに補正されるということで理解をします。

そんなら、来年の予算編成ですよ。今からシーリングあっておると思います。そのときには今年度1年間の実績を踏まえて、そして、加入率のある程度の見込みを自分たちなりに予測をして、それで一応計上するようにやってください。そして、加入もやはりできれば、先ほど農排の中で質問があったんですが、今、加入率少ないですよ。この1年間でまだ300ちょっとしかなかったんじゃないかなと、世帯数でいけばですよ。かなりまだ少ないわけですよ。全体の面積でいくと、たしかもう1,000世帯以上だと思うんですよ、接続できる可能は。だから、それでいくとまだ30%もいっていない、多分20%台だと思うんですよ。今の現状の接続率というのが。ちょっと把握していないんですけども、そのあたりが来年度には50%になるような、そういう施策も含めたこのあたりのやり方を反映をさせてください。来年の3月予算のほうにはその分を私は期待をしておきます。

**○議長（山口 要君）**

まち整備部長。

**○まち整備部長（江口幸一郎君）**

お答えをいたします。

御指摘のとおり、20年度予算につきましては、十分に積算根拠を立てて、予算をお願いするということと、それから加入率につきましては、今の供用開始地区が約1,400世帯ございまして、現在、料金の一月の調定件数が約400件というふうなことでございまして、できるだけ早期に接続をしていただくようなことで啓発に努めたいというふうに思っております。

以上でございます。

**○議長（山口 要君）**

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第95号の質疑を終わります。

次に、議案第96号 平成19年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計補正予算（第2号）全部について質疑を行います。平野議員。

**○19番（平野昭義君）**

88ページ。このことについては第七、第八は同じような事業ですから、幾らか重複しますが、まず第七のほうを申しますと、1つは、これは大事業が嬉野の町の時分からやられて、

私が聞いた範囲では、大体9,947,000千円ぐらいの事業で、ほぼもう80%ぐらい済んでいるというようなことを聞いておりますが、今からが大変と思うわけですよ。1つは、保留地の処分ですね。処分がどのくらいなされて、どういう計画をされておられるのか。

それから2番目に、市長はよく県人会とか、いろいろなことで大阪とか、東京に行かれるそうですけど、そういったとき、こういうような保留地処分あたりの宣伝、団塊の世代が恐らく都会にはたくさんおられると思いますけど、そういうふうな口コミとか、あるいはいろいろな形で1件か、2件か実績があったのかどうか。

それから3番目に、今後、せっかくお金を入れて行っておりますから、イメージ図ですね、私が言えば、イメージ図ということをやっと頭にわかりませんが、きれいな場所で温泉もあり、美肌の温泉だよというようなこと宣伝することも有線テレビとか、あるいはサガテレビとかあたりで宣伝すれば、また、知らない方も、ああそうかというふうなことになるかもわからないと思います。そういうことについてどうなさっているのか。

それから、これ第七だけでいいですけど、18年度末の起債残高は幾らなのか。一応それだけをお願いします。

○議長（山口 要君）

暫時休憩します。

午後2時22分 休憩

午後2時23分 再開

○議長（山口 要君）

再開します。

まち整備部長。

○まち整備部長（江口幸一郎君）

お答えをいたします。

まず、第七地区の進捗なんですけど、19年度末で大体76.71%というふうなことになっております。

それから、保留地の処分の金額ということなんですけど、現在、資料を持ち合わせていませんので、金額はお答えできません。

それと、その保留地の処分なんですけど、ほとんどが今の従前の宅地についていた保留地ということで、つけ保留地というふうなことで売却をしております。それで、完全なる保留地処分につきましては、今後の事業になるというふうに思っております。

それから、起債の残高なんですけど、19年度末で大体予定といたしまして、9月補正後の残高といたしまして、1,683,894千円というふうなことになっております。

それから、団塊の世代の申し込みがあっているかというふうなことでもございますけど、私が知り得る範囲では、先ほど申しましたように、今の保留地の処分にはつけ保留地がほとん

どということ、団塊の世代の申し込みについては承知しておりません。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。梶原議員。

○3番（梶原睦也君）

予算に関係することじゃないんですけど、1点だけ。第七区画のドラッグモリの横の公園のところですね。あそこは今資材置き場になっているんですけども、あそこを今後まだ資材置き場としてずっと使われる予定なのか、もう整備に入られるのか、その点をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（山口 要君）

まち整備部長。

○まち整備部長（江口幸一郎君）

お答えをいたします。

第七地区のドラッグモリの資材置き場の今後の状況ということでございますけど、私、今後の状況につきましては、承知しておりません。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。西村議員。

○18番（西村信夫君）

これは今回、私は92ページの雑入ということで183千円の違約金、これはどういうふうなことで計上されておるのか、お尋ねしておきます。

○議長（山口 要君）

まち整備部長。

○まち整備部長（江口幸一郎君）

お答えをいたします。

今回、雑入で違約金ということで183千円の予算をお願いしておりますけど、これにつきましては、第七地区の工事の請負業者が工事続行不能というふうな事態に陥りましたので、約款に基づきまして1,837,500円の10%を計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

西村議員。

○18番（西村信夫君）

ちょっと聞き取りにくかったんですけど、業者との契約の変更かなんかですか。具体的にちょっと示していただきたいと思いますが。

○議長（山口 要君）

まち整備部長。

○まち整備部長（江口幸一郎君）

お答えをいたします。

請け負われていた業者の倒産といたしますか、工事ができない状態に陥ったということで、請負金額の10%を違約金として計上をしているということでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

西村議員。

○18番（西村信夫君）

その10%というぎ、そしたら1,800千円ですかね、その分についての業者のその後の対処をどのようにされるわけですか、倒産した後。

○議長（山口 要君）

まち整備部長。

○まち整備部長（江口幸一郎君）

お答えをいたします。

ほとんどの請負工事が済んでいたというふうな状況でございましたので、出来高ではもう950千円程度の工事費の残がございましたので、その残工事につきましては、ちょうど近くの場所に工事をしていた業者をお願いして、全部完了をさせたということでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第96号の質疑を終わります。

次に、議案第97号 平成19年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計補正予算（第2号）全部について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第97号の質疑を終わります。

次に、議案第98号 平成19年度嬉野市水道事業会計補正予算（第2号）全部について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第98号の質疑を終わります。

次に、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで諮問第1号の質疑を終わります。

次に、議案第99号 嬉野市教育委員会委員の任命について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第99号の質疑を終わります。

これで提出議案の質疑を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。当初の会期日程では12月18日も議案質疑の予定でありましたが、本日で議案質疑の議事を全部終了したため、12月18日は休会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、12月18日は休会とすることに決定をいたしました。

本日はこれで散会いたします。大変お疲れさまでございました。

午後2時30分 散会